

リスク管理と取締役の責任*

— 会社法学から見た福島第一原発事故 —

仮 屋 広 郷**

- I はじめに
- II 会社法上の内部統制システム
 - 1 会社法上の内部統制システムの位置づけ
 - 2 リスク管理のあり方
- III アプローチの視点
 - 1 取締役の職務分掌と善管注意義務
 - 2 内部統制システムの整備と取締役の責任
 - 3 取締役の善管注意義務について
- IV 若干の検討
 - 1 はじめに
 - 2 取締役の会社に対する損害賠償責任
 - 3 原賠法と取締役の第三者に対する損害賠償責任
- V おわりに

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第12巻第2号 2013年7月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学では、2012年1月より、橘川武郎教授（一橋大学大学院商学研究科）をプロジェクトリーダーとし、本学の商学・経済学・法学の3研究科、東京工業大学（ソリューション研究機構・理工学研究科）、三菱商事(株)、JX日鉱日石エネルギー(株)、(株)国際協力銀行、東京ガス(株)、J-POWER電源開発(株)、経済産業省のスタッフをメンバーとする産官学連携の「資源エネルギー政策プロジェクト」を実施してきました。本稿は、2012年12月26日に開催された同プロジェクトの第6回研究会における報告を基礎としています。また、本稿は、本学の「味の素CSR研究プロジェクト経費助成制度」による「個人と公共性の健全な発展とCSR」（研究代表：松本恒雄教授〔一橋大学大学院法学研究科〕）の研究成果の一部でもあります。

※※ 一橋大学大学院法学研究科教授

I はじめに

いかなる事業にも避けられないリスクが存在する。そして、そのリスクの中には、企業がそれへの備えを怠っていると、ひとたびそれが発現した場合、破滅的な損害をもたらすものがある。東日本大震災に随伴して生じた福島第一原発事故は、このことを多くの企業に再認識させたことであろう。

福島第一原発事故は、会社（東京電力）はもとより、周辺住民に対しても言語に絶する損害をもたらしたが、東京電力の取締役は、事業上のリスクを適切に管理していたかという観点から、それらに対する責任を問われることになる¹⁾。

本稿は、この問題について考察をめぐらすものである。すなわち、本稿は、福島第一原発事故を素材に、企業におけるリスク管理の問題について、会社法上の内部統制と取締役の責任の観点から検討を試みるものである。

叙述の順序としては、まず、Ⅱにおいて会社法上の内部統制システムの位置づけを行い、Ⅲにおいて内部統制の観点から取締役の責任を検討する場合の注意点を確認する。その後、Ⅳにおいて福島第一原発事故に関する東京電力の取締役の会社法上の責任を具体的に検討するとともに、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）との関わりで、取締役の第三者に対する損害賠償責任を追及することの可否について論じることにした。

II 会社法上の内部統制システム

1 会社法上の内部統制システムの位置づけ

会社法 362 条 4 項 6 号は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を取締役会の決定事項としている。なお、

1) 橋川武郎『東京電力 失敗の本質』（東洋経済新報社、2011年）187頁は、「1000年に1度の大地震、大津波が発生したとはいえ、国の基準によりかかって、最も重大なリスクへの十分な対応を怠り、安全神話を唱えるだけで、深刻な事態に至る前に原発事故を收拾するための手立ても講じてこなかった、東京電力のリスク管理は、やはりお粗末だったといわざるをえない」とする。

ここでいう「体制」が、いわゆる内部統制システムである。また、362条5項は、大会社である取締役会設置会社に、内部統制システムに関する事項の決定を義務づけている。したがって、東京電力は、取締役会において、内部統制システムに関する事項を決定する義務がある²⁾。

内部統制システムの内容については、会社法施行規則100条が規定している。これを大まかに見ると、1項は、会社の業務全体のあり方に関わる事項を幅広く規定していることが分かる。なお、東京電力は、福島第一原発事故発生当時、監査役設置会社（会社法2条9号）であったから、会社法施行規則100条2項は適用されない。さらに、同条3項は、監査役監査の tool の話をしていて、監査役による監査の実効性を確保するために定められるべき事項を列挙している。

本稿は、取締役のリスク管理に焦点を当てるので、目を向けるべきは会社法施行規則100条1項になるが、はじめに、会社法上の内部統制システムの位置づけを確認するために、1項を少し丁寧に見ることにしよう。

1号の体制は、情報の保存・管理体制を整えることにより、取締役の職務の執行が円滑・適正に行われることと、取締役の職務の執行を事後的に検証可能な状態にすることを目的とするものである³⁾。

2号は、「損失の危険の管理」という言葉を使っているが、これは「リスク管理」を意味する。立法担当者の説明によると、当初、「リスク管理」と書けなか議論したけれども、「リスク」という用語が法令用語で使われていないので、それを「損失の危険」という用語に置き換えたとしている⁴⁾。こうした経緯から

2) 東京電力は、上場会社であるから会社法上の公開会社（会社法2条5号）である。したがって、東京電力は、取締役会設置会社（会社法2条7号）であるが（会社法327条1項1号）、福島第一原発事故発生当時、委員会設置会社（会社法2条12号）ではなかった（東京電力は、2012年6月に委員会設置会社に移行している〔2012年6月24日付けのプレスリリース〈http://www.tepco.co.jp/cc/press/2012/1205879_1834.html〉を参照〕）。そのため、本件事故当時の内部統制システムに関する事項の決定については、362条4項6号が適用される（会社法416条1項1号ホではない。また、会社法348条3項4号でもない）。また、東京電力の資本金は、9000億円あまりであるので、会社法上の大会社であり（会社法2条6号イ）、362条5項も適用される。

3) 落合誠一編『会社法コンメンタール(8)』（商事法務、2009年）229頁（落合誠一）、宍戸善一監修『会社法実務解説』（有斐閣、2011年）291頁（伊藤広樹）、石山卓磨『事例演習会社法』（法学書院、2012年）108頁参照。

も、2号の体制は、リスク管理体制を意味することが分かるが、リスク管理は、企業価値の向上に関わる問題なので⁵⁾、ここでいうリスクには、会社の損失につながるものだけでなく、会社利益の減少につながるものも含まれる⁶⁾。

3号の体制は、株式会社は営利を目的とする法人で、利益を上げることが大前提なので、会社業務を効率的に行う必要があることを考慮したものであるが⁷⁾、これも企業価値の向上に関わる問題である。つまり、会社法362条4項6号では、「業務の適正」という通常は適法性を意味する言葉が使われているが、ここでは、効率性という企業価値向上の観点から経営の妥当性に関わる問題を視野に入れたものも含まれていることになる⁸⁾。

4号の体制は、まさに適法性にかかるもので、いわゆるコンプライアンス体制のことである⁹⁾。

5号の体制は、現代の企業が企業集団で活動することが多いことを踏まえて、グループとしての業務の適正の確保を図る趣旨のものである。ここでの「業務の適正」にも、適法性だけではなく効率性も含まれる¹⁰⁾。なお、2012年に出された会社法改正要綱¹¹⁾によると、5号は会社法本体の362条4項6号の内容に格上げされる予定である¹²⁾。企業グループに関する内部統制システムの重要性を意識したものであるが、省令から法律に格上げされたからといって、法的に守るべき中身が違ってくるわけではない¹³⁾。

4) 江頭憲治郎ほか編著『改正会社法セミナー【企業統治編】』（有斐閣、2006年）319頁（始関正光発言）。

5) 中村直人「会社法と内部統制」プロネクサス研究所研究レポート創刊号（2007年）4頁以下、6頁～7頁（http://www.pronexus.co.jp/home/souken/common/pdf/20061128_all.pdf）。

6) 江頭ほか編著・前掲注4）319頁（西川元啓発言・始関正光発言）。

7) 落合編・前掲注3）229頁（落合誠一）、宍戸監修・前掲注3）293頁（伊藤広樹）。

8) 中村・前掲注5）7頁、石山・前掲注3）109頁参照。

9) 落合編・前掲注3）229頁～230頁（落合誠一）、中村・前掲注5）7頁。

10) 落合編・前掲注3）230頁（落合誠一）。

11) 平成24年8月1日法制審議会会社法制部会決定「会社法制の見直しに関する要綱案」（商事法務1973号13頁以下参照）が、同年9月7日の法制審議会総会で要綱として承認され、法務大臣に答申された。

12) 「会社法制の見直しに関する要綱」第二部（親子会社に関する規律）第一（親会社株主の保護等）1（多重代表訴訟）の後注（商事法務1973号21頁）を参照。

ともかく、このように会社法施行規則 100 条 1 項を少し丁寧に眺めると、会社法の立場から見た内部統制システムの本質が見えてくる。会社法施行規則 100 条 1 項は、会社の適法性から効率性にいたるまで、会社の業務全体のあり方にかかる事項を幅広く規定しているが、結局、その中身の本質は、リスク管理体制を作りなさい、ということにつきる。つまり、コンプライアンス・リスクからビジネス・リスクにいたるまで、企業が晒されるリスクはいろいろあるが、それらを適切にコントロールすることを会社法は求めているわけである¹⁴⁾。要するに、内部統制というのは、企業価値ひいては株主共同の利益を損なう可能性がある事象に対して、事前にどう備えるかという、広い意味でのリスク管理の話だということになる¹⁵⁾。そして、取締役の善管注意義務の内容には、リスクを管理して、利益の減少や損失の発生を防止する義務が含まれていることになる¹⁶⁾。

また、これまで見たところから、内部統制、すなわち、広い意味でのリスク管理を行うことには、コーポレート・ガバナンスと重なる 2 つの目的があることが分かる。一つは効率性の確保。もう一つは健全性ないしは公正性の確保である¹⁷⁾。

効率性は、企業の発展・繁栄に関わるが、これは、言うまでもなく、株式会社

13) 座談会『「会社法制の見直しに関する要綱」の考え方と今後の実務対応』商事法務 1978 号 (2012 年) 6 頁以下、32 頁 (前田雅弘発言・石井裕介発言)。今回の改正において、多重代表訴訟の創設を検討する中で、子会社に損害を与えかねない違法行為が子会社取締役によって行われていることを知りながら放置しているような場合には、親会社取締役は、監視義務違反の責任を負うことがあり得ることを明確化すべきだという意見と、それに根強く反対する経済界の意見があったが、結果的に多重代表訴訟が創設されることになったことから、あくまで現行法上の義務を超えない範囲で法律に明文の規定を設けることになったようである。岩原紳作『「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔Ⅲ〕』商事法務 1977 号 (2012 年) 4 頁以下、8 頁～9 頁。

14) 中村直人「会社法の下での内部統制の課題」新会社法 A2Z 第 17 号 (2006 年) 14 頁以下、14 頁。

15) 武井一浩『「内部統制法制」の実務的観点からの検討』商事法務 1766 号 (2006 年) 47 頁以下、47 頁。

16) 竹原隆信「いま必要とされる内部統制とは」新会社法 A2Z 第 17 号 (2006 年) 6 頁以下、9 頁。

17) 内部統制の 2 つの目的については、神田秀樹「新会社法と内部統制のあり方」商事法務 1766 号 (2006 年) 35 頁以下、40 頁を参照。コーポレートガバナンスの 2 つの目的については、神田秀樹『会社法』(弘文堂、第 15 版、2013 年) 166 頁 (以下、同書は「神田・会社法」と引用する)、落合編・前掲注 3) 212 頁～213 頁 (落合誠一) 参照。

の存在意義は利益を上げることにあることから導かれる。株式会社は、その発展・繁栄を通じて社会に対する富の創出を効率よく行うための道具として位置づけることができるので¹⁸⁾、その意味で、効率性の確保という目的は極めて重要である。

健全性・公正性については、効率性さえ実現できれば株式会社は何をやってもよいわけではなく、社会の一員として、社会が求める規範を遵守しつつ効率性を目指すことが求められるとされるが¹⁹⁾、社会の一員であることを強調するのではなく、違法行為の防止なども含めた広い意味でのリスクを適切にコントロールしつつ利益を上げるという、健全で公正な利益追求活動のプロセスをとる方が、最終的には企業価値を高め、株主利益に資するという説明もありうる。会社法的には、後者の説明の方が受け入れやすいロジックかもしれない²⁰⁾。

ともかく、会社法の視点からは、利益を上げることが企業の目的であることを前提に、その利益追求活動のプロセスに健全性・公正性が求められることから、内部統制システムの構築が要求されるのだと理解することができる²¹⁾。より一般化すると、組織目的の遂行プロセスには、健全性・公正性の確保が要求されることから、内部統制システムの構築が必要になると整理できる²²⁾。

なお、内部統制システムの整備について取締役会が定めた概要は、事業報告に

18) 拙稿「ステークホルダーと会社法——基礎的考察——」柴田和史＝野田博編『会社法の実践的課題』（法政大学出版局、2011年）151頁以下、159頁。

19) 落合編・前掲注3）212頁（落合誠一）。

20) 神田秀樹「〈基調報告Ⅲ〉に対するコメント」同志社大学日本会社法研究センター編『日本会社法制への提言』（商事法務、2008年）316頁以下、317頁～318頁参照。なお、中村直人『判例に見る会社法の内部統制の水準』（商事法務、2011年）12頁は、法令遵守には、公的な義務という面（会社が儲かるかどうかにかかわらず、守らなければいけない面）と、株主のためという面（株主の利益にもなるという面）の両方があるとしている。

21) 神崎教授は、早くから「取締役会が会社の業務執行の指揮と監督を行うに当たって配慮すべきことは、会社の業務執行が株主の最上の利益に合致し、社会の要請に対応するとともに、それが適法に行われることである」と主張され、利益追求活動のプロセスに健全性・公正性を求める現在の内部統制の議論の魁となる業績を公表されていた。神崎克郎「会社の法令遵守と取締役の責任」法曹時報34巻4号（1982年）1頁以下参照。「」は、同論文1頁から引用。

22) ワークショップ「『組織に応じた内部統制のあり方』の模様」金融研究25巻2号（2006年）1頁以下、12頁～13頁（神田秀樹コメント）参照。ちなみに、会社法362条4項6号・5項と同様の規定は、一般法人法90条4項5号・5項にも見られる。

記載されるので(会社法施行規則118条2号)、これを通じて株主への開示が義務づけられることになる(会社法435条2項・437条・438条3項参照)。そして、前述の会社法改正要綱によれば、内部統制システムの運用状況の概要を、事業報告の内容に追加する会社法施行規則の改正を行うことになっている²³⁾。以上のような事業報告を通じた株主への開示制度も、内部統制システムに、企業価値最大化のための(広い意味での)リスク管理としての位置づけが与えられていることから説明できる²⁴⁾。

2 リスク管理のあり方

本稿の関心事である「取締役は事業上のリスクを適切に管理していたか」という問題に関わるのは、会社法施行規則100条1項2号である。

2号が要求していることは、リスク管理に関する規定その他の体制の整備なので、自社に特有の各種のリスク(コンプライアンスに関わるリスクは4号になるので、それ以外で企業に関わってくるリスク、すなわち、製品の安全性に関わるもの、環境問題に関わるもの、自然災害に関わるもの、販売活動や原料の調達に関わるものなど、いろいろある²⁵⁾)についての情報を収集・分析して、リスクを把握し、一定の基準にしたがってそれを管理する必要があり²⁶⁾、それが統制行為ということになる²⁷⁾。

具体的には、リスク管理方針やリスク管理規定等の内部規定を制定したうえで、具体的にリストアップした各リスクへの対処についての優先順位をつけて、そうしたリスクが現実化することを未然に防止するための方法や、リスクが現実化し

23) 岩原紳作『「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔I〕』商事法務1975号(2012年)4頁以下、15頁～16頁。株主への説明責任の観点から、内部統制システムの整備状況についても開示することが望ましいとしていた文献として、佐藤丈文「会社法の内部統制システムと実務上の課題」岩原紳作=小松岳志編『会社法施行5年：理論と実務の現状と課題』ジュリスト増刊(有斐閣、2011年)46頁以下、51頁がある。

24) 武井・前掲注15)48頁参照。

25) たとえば、石山・前掲注3)109頁参照。

26) 橘川・前掲注1)186頁は、「企業を取り巻くさまざまな危険要因を組織的に管理し、それにとまなう損失を回避、低減するリスクマネジメントは、いまや経営の常識であり、最も重要な経営課題の1つだ」という。

27) 神田・前掲注17)38頁。

た場合の対処方法などを定めると同時に、リスク管理委員会のような、リスク管理に関する組織を整備することなどが考えられる²⁸⁾。

このようなシステムが、会社法施行規則100条1項2号についての内部統制システムということになるが、こうしたシステムを作ったら終わりではなく、いわゆるPDCAサイクルとして、機能のチェックをしながら、継続的にシステムを改善しつつ運用していく必要がある²⁹⁾。つまり、システムが運用されていくプロセスそのものが内部統制であると考えられていることに注意する必要がある³⁰⁾。

Ⅲ アプローチの視点

1 取締役の職務分掌と善管注意義務

内部統制の観点から、取締役の責任を考える場合、次のような仕分けができる。まず、①会社に損害をもたらす事象（違反行為その他）が生じた場合、それに関与していた人は当然責任を負う。次に、②そうした事象が起こることを知っていた人、あるいは、知ることができた人は、監視義務違反——調査義務・是正義務違反といってよからう——の責任を負う。さらに、③そうした事象が起こることを知ることができなかった人は、内部統制システムの整備という観点から責任の有無が判断される。その際、(1)内部統制システムを全く構築していなければ、不作為による責任を問われる可能性がある。他方、(2)何らかの内部統制システムが

28) 宍戸監修・前掲注3) 292頁（伊藤広樹）。

29) 永石一郎「内部統制システム構築義務とその主張・立証責任の構造」一橋法学3巻2号（2004年）11頁以下、46頁～47頁、佐藤・前掲注23) 47頁参照。なお、中村・前掲注20) 21頁は、会社法上、内部統制システムの整備についての決議義務があるということは、その後、その決議が不適合になれば、決議を変更する義務があることを意味するから、不断の見直しが必要であるとしている。もっとも、内部統制システムの整備についての決議がなくても、決議義務違反と損害の因果関係が認められなければ、取締役の責任には結びつかない（江頭憲治郎ほか編『会社法判例百選』〔有斐閣、第2版、2011年〕113頁〔野村修也〕）。また、362条4項6号の「整備」は、構築と運用を合わせた概念である（大杉謙一「内部統制システムの論点整理」ビジネス法務2006年6月号41頁以下、44頁）。

30) 竹原・前掲注16) 8頁～9頁。

構築されていた場合には、そのシステムが十分なものであったかという観点から責任の有無が判断される³¹⁾。

「知っていたか」とか、「知ることができたか」は、担当する職務によっても違ってくるので、以上の仕訳から分かることは、取締役間の職務分掌によって、遵守すべき規範が異なるということである³²⁾。つまり、取締役の役割分担によって「任務」が違ってくる、すなわち、尽くすべき善管注意義務の内容が違ってくるということである³³⁾。したがって、今般の原発事故についての取締役の責任を考える場合には、原発担当の取締役とそれ以外の取締役を区別して検討する必要がある。

2 内部統制システムの整備と取締役の責任

会社法が内部統制システムの整備の決定を義務づけた意図は、上記の3点目(Ⅲ 1の本文③参照)と関わる。

その意図はというと、会社に損害をもたらす事象が生じたときに、経営者がそれが起こることを知ることができなかつたことを理由に、責任を免れることを阻止することである。つまり、会社法が、施行規則に大まかなリスク管理のチェックリストを掲げて、それについての取締役会での決定義務を課したことの意味は、各会社におけるリスク評価を具体的な作業に落とし込み、リスク情報を取締役の目に触れやすくするとともに、それについての調査義務・検討義務を生じさせることによって、取締役の責任を問いやすくしたことにあるのである³⁴⁾。

その基本的な問題意識は、以下のとおりである。大規模な会社であればあるほど、取締役が問題ある事象についてのリスクを把握する余地はなくなり、その責任を問うことが難しくなるが、それでは取締役会に会社事業を監督させることの意味が乏しくなる³⁵⁾。そこで、取締役が会社の具体的な業務執行を自ら監視することは不可能であることを前提に、会社の業務執行が適正に行われることを一

31) 竹原・前掲注16) 10頁。

32) 石山・前掲注3) 107頁。

33) 伊藤靖史ほか『事例で考える会社法』(有斐閣、2011年) 325頁～326頁(大杉謙一)。

34) 中村・前掲注5) 11頁～12頁、中村・前掲注20) 16頁参照。

一般的に確保するための体制を問題にして、取締役がその体制に合理的な信頼を置くことを要請する必要がある、という問題意識が生じるのである³⁶⁾。つまり、内部統制体制の整備は、取締役会が監督機関として、また、会社を管理・運営する機関として活動するための前提となる状況把握の一環として捉えることができる³⁷⁾。

他方、上に述べたことの裏返しとして、合理的な内容の内部統制システムが構築され、それがきちんと運用されていたということであれば、何か起こった場合に取締役が責任を追及されることはなくなる³⁸⁾。

このように、内部統制システムの整備についての決定義務から、コインの両面というべき、次の2つの機能が導かれる。ラフに言うと、取締役の言い逃れをなくす機能と、負担を軽減する機能である³⁹⁾。言い換えると、①リスク情報が取締役が届いていなくても、そのような情報が届くシステムの整備を怠ることを任務懈怠とする機能と、②合理的な内容のシステムを整備していた取締役を免責する機能である⁴⁰⁾。

したがって、取締役の目線でいうと、内部統制システムは、法的責任の合理的なセーフハーバーとして機能しうるかという観点から整備されるべきことにな

35) 会社法362条2項2号は、取締役会は取締役の職務の執行を監督する旨を定めているが、これは、経営決定の実行に対する監督であり、使用人をも含めた会社事業全体の監督を意味すると解されている。落合編・前掲注3) 218頁(落合誠一)。

36) 神崎・前掲注21) 12頁～14頁は、コンプライアンス・リスクについて、本文に記載した趣旨のことを述べている。

37) 笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について(二)」法政研究70巻1号(2003年)101頁以下、139頁は、内部統制システムに関する取締役の義務には、取締役の情報把握義務の一環としての側面があることを述べている。ちなみに、デラウェア州における内部統制の考え方に大きな影響を与えたCaremark事件において、Allen裁判官は、デラウェア一般事業会社法(Delaware General Corporation Law)141条における取締役会の管理・監督機能を果たすためには、関連する適時の情報が必要不可欠な前提となることを理由の一つにあげて、取締役会には、その職責を果たす上で、適切な情報と報告のシステムが確立されていることを確実なものとする義務があると考えべきであることを述べている。In re Caremark Int'l Inc. Deriv. Litig., 698 A.2d 959, 970 (Del. Ch. 1996)。

38) 神田・前掲注17) 38頁～39頁。また、神崎・前掲注21) 15頁も参照。

39) 布井千博=永石一郎=高野角司編著『中小企業のためのこれからの会社法実務Q&A』(青林書院、2006年)48頁(永石一郎)参照。

る⁴¹⁾。

3 取締役の善管注意義務について

善管注意義務は、白地の義務なので、個別の事情によって、その内容を補う必要がある⁴²⁾。つまり、個別の事情によって、株主が請求原因において主張すべき取締役に課せられた善管注意義務の内容は異なることになる⁴³⁾。

また、取締役が善管注意義務として、内部統制システムを整備しておくべきであったとした場合、どのようなシステムを整備しておくべきであったかが問題となるが、整備すべき内部統制システムの内容は、会社が営む事業の規模や特性に応じて決まる⁴⁴⁾。さらに、時代とともに会社を取り巻く環境は変化するし、リスク評価の手法や内部統制システムに関する議論も進化するので、その時々状況によっても整備すべきシステムの内容は変わってくる⁴⁵⁾。

したがって、代表訴訟において役員の実責任を追及する株主は、事案に応じて、取締役に当該会社において整備すべき内部統制システムを提示し、それが整備さ

40) 山口利昭弁護士は、本文①を監視義務の補完機能、②を取締役の自由保証機能と呼ばれている。山口弁護士のブログ「ビジネス法務の部屋」(<http://yamaguchi-law-office.waynifty.com/>)の2006年6月22日の記事を参照。

なお、本文①記載のとおり、リスク情報が取締役に届いていなくても、そのような情報が届くシステムの整備を怠ると任務懈怠とされる理論的可能性はあるが、実際に裁判所がそのような可能性を実現させることには困難がある。裁判所が、内部統制システムやある具体的な方針・基準・手続が不適切であると判断することは困難であるし、ある具体的な欠陥が認められるとしても、そのことを被告とされた取締役が知っていたか、知るべきであったといえる場合は多くないからである。笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について(四)」法政研究70巻3号(2003年)27頁以下、69頁～70頁参照。関連して、酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法(5)』(中央経済社、2011年)363頁(青竹正一)も参照。

41) 武井・前掲注15)48頁。

42) 松井秀征「ダスキン株主代表訴訟事件の検討〔下〕」商事法務1836号(2008年)4頁以下、9頁。

43) 布井＝永石＝高野・前掲注39)48頁(永石一郎)。

44) 神田・会社法211頁、神崎・前掲注21)15頁。なお、直面するリスクのタイプが、企業によって異なるからだけではなく、(原発事故をもたらした地震や津波の「リスク」とは意味合いがずれるが)企業にもたらされるリターンは、リスク・テイクの裏返しである面があり、企業のリスクに対する趣向(risk appetite)もそれぞれ異なるので、その意味でも企業のリスク管理のニーズは多様なものとならざるをえない。Stephen M. Bainbridge, Caremark and Enterprise Risk Management, 34 J. Corp. L. 967, 970 (2009)。

れていないことを主張・立証する必要がある⁴⁶⁾。つまり、株主は、請求原因において、整備されるべきシステムの内容(=行為規範)と、それが整備可能であったにもかかわらず整備されていなかったということを主張・立証する必要がある。単に、「内部統制システムが整備されていなかった」と主張するだけでは足りない⁴⁷⁾。

IV 若干の検討

1 はじめに

ここでは、これまで述べたことを念頭に置いて、福島第一原発事故における取締役の責任について若干の検討を行う。なお、今回の原発事故の事実関係は、未だ十分明らかにされてはいないので、とりあえず、平成23年5月24日の閣議決定により設置された「東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会」(以下、政府事故調という)や、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法を根拠とし、国会の承認を経て組織された「東京電力福島原子力発電所事故調査委員会」(以下、国会事故調という)によって出された報告書その他の記載をもとに検討を行うことにする⁴⁸⁾。

45) 松井秀征「ダスキン株主代表訴訟事件の検討〔上〕」商事法務1834号(2008年)4頁以下、5頁は、裁判所には、その時々状況を明確に意識した判断を下すことが望まれるとし、ダスキン事件において、最高裁でも維持された控訴審(大阪高判平成18年6月9日判時1979号115頁〔最決平成20年2月12日により、各当事者からなされていた上告・上告受理申立は、上告棄却・上告不受理とされた])の判断は、その要請に応じているとする。

46) 永石・前掲注29)28頁。

47) 永石・前掲注29)47頁。なお、原告の主張が具体的であるべきことに関連して、伊藤ほか・前掲注33)330頁(大杉謙一)も参照。

48) 政府事故調の報告書は<http://jolisfukyu.tokai-sc.jaea.go.jp/ird/sanko/hokokusyo-jp.html>から、国会事故調の報告書は<http://warp.dandl.go.jp/info/dljp/pid/3856371/naic.go.jp/index.html>から入手できる。なお、本稿では、政府事故調の中間報告書を「政府事故調(中間報告)」と引用し、最終報告書を「政府事故調」と引用する。また、国会事故調の報告書を「国会事故調」と引用する。

2 取締役の会社に対する損害賠償責任⁴⁹⁾

(1) 取締役の会社に対する損害賠償責任の要件

取締役の会社に対する損害賠償責任は、会社法 423 条が規定しており、その要件は以下の 4 つである⁵⁰⁾。すなわち、①取締役が任務を怠ったこと⁵¹⁾ (= 取締役が債務の本旨に従った履行をしないうこと)、②取締役に故意・過失があること

49) 福島第一原発事故については、反原発運動を行ってきた株主らが、歴代経営陣 27 名を相手に、総額 5 兆 5045 億円を会社に賠償するよう求める株主代表訴訟を起している。河合弘之『東電株主代表訴訟：原発事故の経営責任を問う』（現代人文社、2012 年）75 頁～125 頁に、関連資料として訴状が掲載されている。

この株主代表訴訟において、東京電力は被告側に補助参加しているが、補助参加の申出にあたり、以下のような理由を述べている。「今後のわが国のエネルギー政策については様々な議論がなされているものの、原子力発電が依然として一定の役割を担うことが想定されている。そこで、原子力発電事業を営む補助参加申出人としては、今後の円滑な電気事業の遂行を確保するために、本件訴訟において取締役の善管注意義務について合理的な範囲を画すご判断をいただくことが不可欠である。これを実現するためには、補助参加申出人が本件訴訟に補助参加し、裁判所における充実した審理に向けて必要十分な主張・立証を行う必要がある。」東京電力の補助参加申出書 (<http://tepcodaihyososhoblog.fc2.com/blog-date-201206-2.html>) 3 頁参照。

会社法 849 条 1 項本文は、補助参加の利益を必要とせずに、会社が当然に被告役員側に補助参加できる趣旨の規定であるとするのが、会社の立案担当者の見解である。理由は、補助参加の利益があるかをめぐって争われると、裁判の迅速性や訴訟経済の観点から望ましくない結果になるからである（相澤哲編著『一問一答 新・会社法』〔商事法務、2005 年〕262 頁）。

確かに、一般論として、代表訴訟の基礎となる事実、会社の事業や運営に密接に関わるものである以上、会社がその訴訟の結果に利害関係がないことはほとんど考えられず（また、原告株主勝訴の場合、会社は、当該株主から費用の支払いを請求される立場にあるので、訴訟の遂行方法についても利害関係があるといえる〔江頭ほか編・前掲注 29〕145 頁〈笠井正俊参照〉）、東電の場合も、原子力発電事業を営む電力会社として、今後の円滑な電気事業の遂行に関わってくるといえる。

しかし、今回の原発事故においては、東京電力には巨額の公的資金が注入されているので、補助参加遂行に係る弁護士費用などが結局のところ国民の税金によって賄われる面があるので、どこか溜飲が下がらない感がある（上記の東電株主代表訴訟の原告代理人が西澤社長に対して提出した要望書 [<http://tepcodaihyososhoblog.fc2.com/blog-date-201206-7.html>] を参照）。

なお、2012 年 7 月 31 日に、政府が東京電力に対して投入した公的資金は、1 兆円にのぼる (http://www.nikkei.com/article/DGXNASFL31092_R30C12A7000000/)。また、東電救済スキームの問題点に関連して、奥村宏『東電解体』（東洋経済新報社、2011 年）25 頁～29 頁、98 頁を参照されたい。

50) 以下の記述につき、吉原和志「取締役等の会社に対する責任の範囲と性格」浜田道代＝岩原伸作編『会社法の争点』（有斐閣、2009 年）154 頁以下、154 頁を参照。

(=取締役の責めに帰すべき事由〔帰責事由〕)⁵²⁾、③会社に損害が生じたこと、
④任務懈怠と損害の間に因果関係があること、である。

(2) 原子力事業部門担当の取締役の責任

① 津波による全電源喪失を防止する対策の不備

まず、原子力事業部門担当の取締役の責任に目を向け、津波による全電源喪失⁵³⁾を防止する対策の不備に関する責任を検討するが、国会事故調・政府事故調の報告書の記載をもとにすると、前提となる事実は、以下のとおりである。

2006年9月、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」⁵⁴⁾が原子力安全委員会⁵⁵⁾によって大きく改訂された(新指針)。そして、経済産業省原子力安全・保安院(保安院)⁵⁶⁾は直ちに全国の原子力事業者に対して、新指針に照らした既設原発の耐震安全性評価(耐震バックチェック)の実施を求めた。

51) 会社法の下では、善管注意義務違反をもって任務懈怠と評価される場合もあれば、そうでない場合もあることにつき、田中亘「利益相反取引と取締役の責任〔下〕」商事法務1764号(2006年)4頁以下、7頁以下を参照。

52) この要件は、条文には現れていないが、会社法423条の責任は、取締役の会社に対する債務不履行責任の性質をもつので、これが要件となる。また、会社法428条を対比されたい。

53) 原子力発電所は、原子炉停止後も炉心の冷却を続けなければならないので、冷却機能喪失を意味する停電・電源喪失は、致命的である。その意味で、「電気を利用して冷やす」という原子力発電所の設計思想自体に問題があるといわれている。橋川・前掲注1) 41頁～42頁参照。

54) 本指針は、発電用軽水型原子炉の設置許可申請(変更許可申請を含む)に係る安全審査のうち、耐震安全性の確保の観点から耐震設計方針の妥当性について判断する際の基礎を示すことを目的として定められたものである。従前の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針(旧指針)」は、1978年9月に当時の原子力委員会によって定められ、その後、原子力安全委員会が改訂を行ったものであったが、2006年に、旧指針策定以降、当時までにおける地震学及び地震工学に関する新たな知見の蓄積並びに発電用軽水型原子炉施設の耐震設計技術の著しい改良及び進歩を反映し、旧指針の全面的な見直しがされた。

本指針は、改訂前に設置許可された原発に対してさかのぼって適用される(「バックフィット」といわれる)わけではないが、一応は、既設原発が新たな指針に照らしても安全かどうかを確認すること(「耐震バックチェック」といわれる)が規制当局から電力事業者に求められている。なお、地震応答解析等によって、設備が新しい指針に適合しないと判明した場合、事業者が自主的に補強工事を行った上で解析をやりなおし、新しい指針をクリアしているとして「耐震バックチェック」報告をするのが通例である。国会事故調66頁～67頁参照。

2006年10月6日、保安院は、耐震バックチェックに係る耐震安全性評価実施計画書について、全電気事業者に対する一括ヒアリングを開いた。この席上で、保安院の担当者から津波対応について「本件は、保安院長以下の指示でもって、保安院を代表して言っているのだから、各社、重く受け止めて対応せよ」とし、以下の内容が口頭で伝えられた。「バックチェック（津波想定見直し）では結果のみならず、保安院はその対応策についても確認する。自然現象であり、設計想定を超えることもあり得ると考えるべき。津波に余裕が少ないプラントは具体的、物理的対応を取ってほしい。津波について、津波高さや敷地高さが数十 cm とあまり変わらないサイトがある。評価上 OK であるが、自然現象であり、設計想定を超える津波が来る恐れがある。想定を上回る場合、非常用海水ポンプが機能喪失し、そのまま炉心損傷になるため安全余裕がない。今回は、保安院としての要望であり、この場を借りて、各社にしっかり周知したものとして受け止め、各社上層部に伝えること。」この点、東京電力内では原子力部門担当副社長までは共有されたが、社長・会長までは伝えられなかった⁵⁷⁾。

その後、東京電力では、津波評価に関するバックチェック作業を進める中で、2002年7月に文科省地震調査研究推進本部⁵⁸⁾（以下「推進本部」という）から公表された「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（以下「長期評価」という）⁵⁹⁾において述べられている「1896年の明治三陸地震と同様

55) 原子力安全委員会は、2012年9月に廃止され、原子力規制委員会（環境省の外局。同委員会の事務局が原子力規制庁）へ移行している。

従来、事業者から原子炉設置許可申請が出されると、以下のようなダブルチェックがされてきた。すなわち、保安院は、原子炉設置許可申請が原子炉等規制法に定められた許可基準に適合しているか安全審査を行い、その結果を原子力安全委員会に諮問する。その後、原子力安全委員会の意見を十分尊重して、保安員が原子炉の設置許可を行うというものである（http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/genshiryoku/sekkei/01_sekkei.html）。

56) 保安院は2012年9月に廃止され、原子力規制委員会へ移行している。

57) 国会事故調 87頁～88頁。

58) 1995年の阪神・淡路大震災を契機として政府に推進本部が設けられた。目的の一つは、「地震に関する観測、測量、調査または研究を行う関係行政機関、大学等の調査結果等を収集し、整理し、及び分析し、並びにこれに基づき総合的な評価を行うこと」（地震防災対策特別措置法7条2項4号）である。これまで研究機関や研究者が地震についての情報をばらばらに発信してきて防災に役立たなかった反省から、政府としてとりまとめる役割を果たすとされた。

の地震は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性がある」という知見をいかに取り扱うかが問題となった。東京電力は、2008年2月ごろ、上記の知見をいかに取り扱うかという問題意識から、地震研究の有識者に意見を求めた。そして、「福島県沖海溝沿いで大地震が発生することは否定できないので、波源として考慮すべきであると考え」との意見が出されたことを受けて、2008年5月下旬から同年6月上旬頃、推進本部の長期評価に基づき津波評価技術で設定されている三陸沖の波源モデルを福島沖に流用して試算した。試算結果によれば、この長期評価の予測する津波地震⁶⁰⁾は、福島第一原発の敷地にO.P.+15.7m⁶¹⁾の津波をもたらし、4号機原子炉建屋周辺(1号機から4号機設置のため造成された敷地の高さはO.P.+10m⁶²⁾)は2.6mの高さで浸水すると予想された⁶³⁾。

これらの試算結果については、原子力設備管理部長の指示で、A常務取締役原子力・立地本部副本部長らに対する説明及び社内検討が行われることとなった⁶⁴⁾。

2008年6月10日ころ、Aらに対する福島第一原発及び福島第二原発における津波評価に関する説明が行われ、担当者より、前記想定波高の数値、防潮堤を作った場合における波高低減の効果等について説明がなされた。結論として、Aより、①推進本部の長期評価の取扱いについては、評価方法が確定しておらず、直ちに設計に反映させるレベルのものではないと思料されるので、当該知見については、電力共通研究⁶⁵⁾として土木学会に検討してもらい、しっかりとした結論を出してもらい、②その結果、対策が必要となれば、きちんとその対策工事等

59) この長期評価 (http://www.jishin.go.jp/main/chousa/02jul_sanriku/tenpu.pdf) は、陸域の浅い地震、あるいは、海溝型地震の発生可能性の長期的な確率評価であり、この中では、福島第一原発沖合を含む日本海溝沿いでM8クラスの津波地震(断層が通常よりゆっくりとずれて、人が感じる揺れが小さくても、発生する津波の規模が大きくなるような地震のこと)が30年以内に20%程度の確立で発生すると予測されている。

60) 前掲注59) 参照。

61) 海面からの高さを表す基準面の記号。Peilはオランダ語で「水標準」「基準面」などを表す言葉。たとえば、東京湾平均海面がT.P.(Tokyo Peil)。O.P.は小名浜港工事基準面。

62) 国会事故調60頁。

63) 国会事故調85頁、90頁、497頁。

64) 政府事故調(中間報告)396頁。

を行う、③耐震バックチェックは、当面、平成14年の津波評価技術(=土木学会手法)⁶⁶⁾に基づいて実施する、④土木学会の委員を務める有識者に前記方針について理解を求めることが、東京電力の方針として決定された。なお、沖合に防潮堤を設置する案については、Aらから、津波対策として防潮堤を造ると、原子力発電所を守るために周辺集落を犠牲にすることになりかねないので、社会的に受け入れられないだろうといった否定的な発言がなされていた⁶⁷⁾。Aらは、2008年8月頃、前記検討内容をB取締役副社長原子力・立地本部長に報告したところ、同本部長から特段の指示等はなく、前記方針が追認された⁶⁸⁾。

以上からすると、原発担当の取締役であるAとBは、2008年6月には、推進本部の長期評価の予測する津波地震が、福島第一原発の敷地にO.P.+15.7mの津波をもたらすことや、4号機原子炉建屋周辺は2.6mの高さで浸水すると予想されることを知ったことになる。したがって、この段階で、AとBは、次のような認識に至ったはずである。すなわち、原発の安全設計指針(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)⁶⁹⁾は、長期間にわたる全交流動力電源喪失は考慮す

65) 電力共通研究とは、電気事業連合会(電力会社10社が会員)の行う研究活動の一種で、電気事業者に共通のニーズがある大きなテーマについて行われる共同研究のことである。国会事故調495頁注(27)参照。

66) 土木学会原子力土木委員会津波評価部会が策定した「原子力発電所の津波評価技術」のこと。これは、民間で策定した技術基準で、初期の原発が建設されたのち、急速に進歩した津波の予測技術を標準化し、原子力発電所の安全設計に取り入れる目的でまとめられた。その手法は、過去の津波を起こした地震の震源域を特定し、その海底の変動を数値計算するもので、その際、モデルの不確かさを考慮して断層の傾きなどを何通りも計算し、津波が最大になる条件を探す。この方法によって、おおむね既往最大の津波高さの約2倍程度を想定数値として算出した。東北地方では文献に残されている過去約400年分のデータに基づいた津波しか想定しておらず、それ以上の間隔で起きる津波は想定の対象外となっていた(国会事故調84頁注(53)参照)。

なお、土木学会手法の研究費の全額(1億8,378万円)、手法の審議のため土木学会に委託した費用の全額(1,350万円)を、電力会社が負担している。また、土木学会津波評価部会における土木学会手法策定時の委員・幹事等30人のうち13人が電力会社、3人が電力中央研究所、1人が電力のグループ会社の所属となっている。そのため、国会事故調は、土木学会手法の策定プロセスの公正性に疑問を呈している(国会事故調92頁)。ちなみに、国会事故調495頁は、津波評価部会は、電力共通研究での検討内容を専門家も含めた場で権威づけるために1999年に設置されたとしている。

67) 政府事故調(中間報告)397頁。

68) 政府事故調(中間報告)398頁。

る必要がないとしているけれども、東京電力には、津波による全電源喪失やポンプの故障によって一次冷却系（根幹の冷却系）⁷⁰⁾が機能しなくなり、炉心損傷にいたるリスクがある、つまり、全電源喪失の継続時間は30分以下であるとか、全交流電源喪失の発生の確率が低く、原子力プラントの全交流電源喪失に対する耐久性も十分であるというこれまでの前提で原子力発電事業を継続しているのは危険だという認識を持ったはずである。

会社に上記のようなリスクがあることを把握したからには、AとBは取締役として、それを是正する義務がある。

上記のとおり、AとBは、一定の検討をした上で、前記①～④のような方針を決定し、2009年11月には、5、6号機について3,300万円を費やして海水ポンプの水封化⁷¹⁾も行われている⁷²⁾。問題は、AとBの意思決定や業務執行の内容が著しく不合理なものでなかったかであり、もし、著しく不合理だったとすれば、任務懈怠があったことになる。

ここで任務懈怠があったかという問題と、任務懈怠について故意・過失があっ

69) 「発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針について（平成2年8月30日原子力安全委員会決定）」の指針27の解説は、「電源喪失に対する設計上の考慮」に関連し、長期間にわたる全交流動力電源喪失は考慮する必要がない旨を述べており、原子炉施設の安全審査において、考慮すべき全電源喪失の継続時間は30分以下であると共通に解釈する慣行があった（国会事故調537頁）。

関連して述べておくと、原子力安全委員会は、アメリカでの1988年の規制実施等を受けて、1991年に同委員会内の原子力施設事故・故障分析評価検討会に「全交流電源喪失事象検討WG」を設け、全交流電源喪失事象の審査指針への反映の検討等を行わせた。同WGは、1991年10月22日から12回の会合を行い、1993年6月11日、「原子力発電所における全交流電源喪失事象について」という報告書をまとめた。この報告書は、「短時間で交流電源が復旧できずSBO（＝全交流電源喪失）が長時間に及ぶ場合には、炉心の損傷等の重大な結果に至る可能性が生じる」と指摘しているが、結論として、わが国の外部電源及び非常用電源の信頼性の高さを強調し全交流電源喪失の発生の確率が低く、原子力プラントの全交流電源喪失に対する耐久性も十分であるとして、安全設計審査指針への反映について全く提言せず、ハード面での対策を求めなかった。原子力安全委員会は、この報告書を非公開とし、今回の事故に至るまで、長期間にわたるSBOを考慮する必要はないという指針が変更されることはなかった（国会事故調502頁）。

70) 齊藤誠『原発危機の経済学』（日本評論社、2011年）4頁参照。

71) 電動機の一部が水につかっても開口部から水が浸入しないようにすること。水中に没すると故障する。国会事故調88頁注（67）参照。

72) 国会事故調83頁、496頁。

たかという問題は重なるが⁷³⁾、経営判断原則という言葉で知られるように、経営判断について、取締役の過失を認定することについては、慎重であるべきとされる。理由は、経営者は、不確実なビジネス環境の中で、適切な判断を迅速に行うことが要求されるのに、後知恵で責任を負わされてしまうと、経営が過度に萎縮しかねないからである。

善管注意義務に違反しないとされるためには、(a)当該行為が経営上の専門的判断に委ねられた事項についてのものであること、(b)意思決定の過程に著しい不合理性がないこと、(c)意思決定の内容に著しい不合理性がないこと、の3つが必要である⁷⁴⁾。

AとBの行為は、経営上の専門的判断に委ねられた事項についてのもので、結局、彼らの行為当時の状況に照らし、合理的な情報収集・調査・検討等が行われていて、同じ業界の通常の経営者の経営上の判断として見た場合に、特に不合理な判断でもなければ、裁量の範囲内で、任務懈怠はないことになる⁷⁵⁾。

原子力発電事業に関わる通常の経営者を基準として、その判断が特に不合理でないといえるには、少なくとも、耐震バックチェックの実施を求めた耐震設計審査指針に添った意思決定や業務執行であることが必要だといえよう。

同指針は、「3. 基本方針について」の解説I(2)において、「『残余のリスク』の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである」とし⁷⁶⁾、また、「8. 地震随件事象に対する考慮」の(2)において、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性がある想定することが適切な津波によっても、施設の安全機能が重大な影響を受けるおそ

73) 行為債務における不完全履行においては、債務者に履行可能な義務違反があったことの主張が、過失の主張と重なる。なお、永石・前掲注29) 31頁～32頁は、不完全履行の場合、債務者のどの行為に義務違反があるかを特定しなければ、被告はどのような義務違反に対して反論を加えるべきかの対象が判然としなくなるから、行為債務における不完全履行について、他の債務不履行の場合と同じく、被告に「過失がないこと」を主張・立証させることは不都合であるとする。

74) 神田・会社法209頁。アパマンショップ事件判決(最判平成22年7月15日判時2091号90頁)からは、本文(b)と(c)の関係は明らかではなく、議論があり得るが(松本伸也「経営判断の司法審査方式に関する一考察(下)」金判1371号[2011年]2頁以下、3頁～4頁参照)、江頭憲治郎『株式会社法』(有斐閣、第4版、2011年)437頁は「および」と解している。

れないこと」⁷⁷⁾を十分考慮することを求めている。

つまり、AとBは、策定された地震動を上回る地震動や、まれにしか起こりえない津波を想定した対策をとっておくべき義務があったことになる。それに、保安院が、「津波に余裕が少ないプラントは具体的、物理的対応を取(る)」よう

75) 江頭・前掲注74) 437頁、大隅健一郎=今井宏=小林量『新会社法概説』(有斐閣、第2版、2010年) 237頁注(178)、神田・会社法209頁、落合誠一「アパマンショップ株主代表訴訟最高裁判決の意義」商事1913号(2010年)4頁以下、7頁などを参照。要するに、通常の経営者の判断という客観基準によりつつ、取締役の経営判断には、合理的な裁量の幅が認められ、しかも合理性の限界を明確に確定することは難しいので、その幅から明らかに外れるような経営判断だけが注意義務違反とされることになる(吉原和志「取締役の経営判断と株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新版・株主代表訴訟体系』[弘文堂、2002年]78頁以下、100頁参照)。

なお、本文の一般論が示唆するように、経営判断にあたっては、意思決定の前提となる情報の収集・分析、選択肢の検討、選択肢ごとのシミュレート、外部の専門家の意見の聴取、法令・社内規則に基づく手続の履践等に注意し、それらについて事後的な司法審査に耐えられるよう、記録(議事録・資料・意見書等)を残しておくことが望ましい(大塚和成=高谷裕介=伊藤菜々子「解説 アパマン株主代表訴訟事件、ライブドア株式機関投資家訴訟事件」ビジネス法務2010年11月号12頁以下、18頁~19頁参照)。

76) 同指針の「3. 基本方針について」の解説は、以下のとおりである。

1. 基本方針について

(1) 耐震設計における地震動の策定について

耐震設計においては、「施設の供用期間中に極めてまれではあるが発生する可能性があり、施設に大きな影響を与えるおそれがあると想定することが適切な地震動」を適切に策定し、この地震動を前提とした耐震設計を行うことにより、地震に起因する外乱によって周辺の公衆に対し、著しい放射線被ばくのリスクを与えないようにすることを基本とすべきである。

これは、旧指針の「基本方針」における「発電用原子炉施設は想定されるいかなる地震力に対してもこれが大きな事故の誘因とならないよう十分な耐震性を有していなければならない」との規定が耐震設計に求めているものと同等の考え方である。

(2) 「残余のリスク」の存在について

地震学的見地からは、上記(1)のように策定された地震動を上回る強さの地震動が生起する可能性は否定できない。このことは、耐震設計用の地震動の策定において、「残余のリスク」(策定された地震動を上回る地震動の影響が施設に及ぶことにより、施設に重大な損傷事象が発生すること、施設から大量の放射性物質が散放される事象が発生すること、あるいはそれらの結果として周辺公衆に対して放射線被ばくによる災害を及ぼすこと)のリスクが存在することを意味する。したがって、施設の設計に当たっては、策定された地震動を上回る地震動が生起する可能性に対して適切な考慮を払い、基本設計の段階のみならず、それ以降の段階も含めて、この「残余のリスク」の存在を十分認識しつつ、それを合理的に実行可能な限り小さくするための努力が払われるべきである。

77) これまでの政府の手續において、存在すら認めていなかった津波リスクが公式に認められたということで、大騒ぎになった一文である。齊藤・前掲注70) 112頁参照。

指示していたことは先に見たとおりである。

また、前述の安全設計審査指針も考慮されるべきであるが、同指針2の2項（「重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること」を求める）や、同指針9の2項（「重要度の特に高い安全機能を有する系統については、その構造、動作原理、果たすべき安全機能の性質等を考慮して、多重性⁷⁸⁾又は多様性⁷⁹⁾及び独立性⁸⁰⁾を備えた設計であること」を求める）の規定、さらに、非常用所内電源系は、最も重要とされていることを踏まえると、電源系のような重要な施設は、特定の一要所が被害を受けただけで電源を喪失する事態とならないように備えておくべき義務があったと考えられる。

まとめると、AとBは、まれにしか起こりえない地震や津波も考慮して、同一の危険因子から同一の被害を被ることがない設備機器の配置を工夫すべき義務があったことになる⁸¹⁾。

具体的には、たとえば次のような措置をとって、電源確保と海水ポンプの機能維持を図り、一次冷却系の機能が失われないようにしておくべき善管注意義務があったといえる⁸²⁾。すなわち、原発施設を保護するための防潮堤を築く。常用と非常用の電源設備の設置場所の重なりをなくす⁸³⁾。非常用ディーゼル発電機(D/G)を浸水を防げる場所に移転するか⁸⁴⁾、それを耐震設計上より頑健な原子

78) 同一の機能を有する同一の性質の系統または機器が2つ以上あることをいう。国会事故調の付録1の用語解説を参照。

79) 同一の機能を有する異なる性質の系統または機器が2つ以上あることをいう。国会事故調の付録1の用語解説を参照。

80) 2つ以上の系統又は機器が設計上考慮する環境条件及び運転状態において、共通要因又は従属要因によって、同時にその機能が阻害されないことをいう。国会事故調の付録1の用語解説を参照。

81) 齊藤・前掲注70) 82頁は、施設が被災することを前提として、本文に示した多様性等を維持することは、パッシブ・セーフティー (passive safety) の実践であるという。

82) 以下の記述に関連して、河合・前掲注49) 29頁～30頁を参照。

83) 福島第一原発では、複数の機器・設備が、同一場所に設置されていた（たとえば、1号機では、全ての常用M/Cと非常用M/C、常用パワーセンター(P/C)がタービン建屋1階に設置されていた）ため、今回の事故において、一挙に機能が失われる状態となった（国会事故調144頁と145頁の表2.1.2-1を参照）。M/Cとは金属閉鎖配電盤のこと。

炉建屋内に設置する、さらには、非常用 D/G の数を増やすなどして、津波が襲来しても全電源を喪失することがないように措置をとる⁸⁵⁾。海水ポンプを保護する建屋を設置したり⁸⁶⁾、海水ポンプの水密化⁸⁷⁾を行うなどして海水ポンプの機能を維持することなどである。

これを踏まえて A と B が決定した内容を見ると、防潮堤の建造を見送ったことには、それなりの合理性が認められるが、他方で、推進本部の確率論的な津波評価は、その方法が確定したものではないことを理由に、これまでどおり土木学会手法に基づいて耐震バックチェックを行う方針を確認したのみで、具体的な対策を先送りしたことは⁸⁸⁾、従来の想定を越える地震や津波の影響を考慮して耐震バックチェックを行うべきであるとする指針の趣旨に添ったものとはいえないであろう⁸⁹⁾。

また、先に述べたように、防潮堤の建造以外にも、一次冷却系の機能を確保す

84) 福島第一原発6号機では1台のD/Gを空冷にして、かつ他のD/Gより比較的高いところ(1階)に設置し、かつ5号機に連結する工事しておいたところ、その1台が生き残り、その電源から5号機に電力を供給できたため、5号機・6号機は冷却機能が維持でき、深刻な事態にならずにすんだようである。FUKUSHIMA プロジェクト委員会『FUKUSHIMA レポート：原発事故の本質』(日経BPコンサルティング、2012年)183頁～184頁(西村吉雄)参照。

85) 日本弁護士連合会編『原発事故・損害賠償マニュアル』(日本加除出版株式会社、2011年)27頁は、福島第一原発の非常用D/Gが、耐震設計上の3段階の重要度分類の2番目に過ぎないタービン建屋に設置され、福島第二原発では最重要分類に属する原子炉建屋に設置されていたこと比べ、設置場所が安全でなく、津波による浸水を容易に受けたことが推測されるところ。また、非常用D/Gは2台しかなく、多重性にも欠けていたというべきである、としている。なお、吉岡斉「原発事故をなぜ防げなかったか」竹中平蔵=船橋洋一編著『日本大災害の教訓』(東洋経済新報社、2011年)217頁以下、241頁も、D/Gが原子炉建屋ではなくタービン建屋の地下に置かれていたことは、安全対策として問題であるとする。

86) 福島第一原発について、冷却用の海水ポンプが無防備状態で置かれていたことは、安全対策として問題であるとする指摘につき、吉岡・前掲注85)241頁を参照。ちなみに、福島第一原発では、ポンプを守る建屋がないむきだしの状態であったため、津波で致命的なダメージを受けたが(齊藤・前掲注70)34頁)、福島第二原発では、海水ポンプはタービン建屋の地下に設置されていたため、損傷はあったものの、短期間で修復できた(国会事故調180頁～186頁、齊藤・前掲注70)39頁～41頁)。

87) 水中に全体が没しても、水位が下がったあとすぐに運転可能な仕様にすること。国会事故調88頁注(66)参照。

88) 国会事故調82頁参照。

るための措置はいろいろありえて、それらは必ずしも巨額の費用や長い工事期間を必要とすることなく実施可能なものである⁹⁰⁾。

しかし、東京電力においては、5号機と6号機の水封化という簡易な措置はとられたものの、それ以外の措置が講じられた様子は窺えない。また、複数の設備機器が同一場所に設置されているなど、安全設計審査指針が求める独立性も確保されていなかったようである⁹¹⁾。

以上からすると、AとBには、任務懈怠があったといえそうである。

さらに、次の3つの事実からすれば、AとBは、原子力事業部門を担当する取締役として、リスク管理が不備であることを知りつつ見過ごしたと評価されても仕方ないように思われる⁹²⁾。すなわち、①AとBは、前述の波源モデルを利用した試算結果を経営上層部に伝達していないようであること⁹³⁾、②2006年頃には、インド洋大津波やアメリカの9・11テロを契機として、自然災害に限らず、全電源喪失という大変深刻な事態があり得るということが、専門家の間でも電力

89) 土木学会手法は、概ね信頼性があると判断される痕跡高記録が残されている津波を評価の基礎としており、文献・資料の不十分な津波については検討対象から外される可能性が高いという限界があった(政府事故調409頁)。また、土木学会手法の研究費の出所や、委員等の構成を見ると(前掲注66)参照)、評価の公正さにも疑問がある。

90) 海水ポンプの水密化等の措置に莫大な資金がかかったり、膨大な時間を要するものではないことにつき、国会事故調議事録12号10頁～11頁(野村修也発言・勝俣恒久発言)参照。仮に、巨額の費用が必要であれば、浜岡原発がそうしたように、廃炉措置も含めて検討すべきである。

91) 政府事故調409頁。

92) 国会事故調76頁は、東京電力は安全性の確保に不熱心であるという。また、政府事故調422頁には、以下の記載がある。「推本地震調査委員会は、貞観津波研究の進展等を踏まえて、平成23年10月に発表する予定で、新たな『長期評価』の報告書をまとめつつあった。そのことを知った東京電力は、同年3月3日文部科学省の推本事務局に対し、『貞観三陸沖地震の震源はまだ特定できていないと読めるようにしてほしい、貞観三陸沖地震が繰り返し発生しているかのように読めるので表現を工夫してほしい』等の要請をした。この行為は、国の機関による地震・津波予測の結果を真摯に受け止めるというより、貞観津波級の津波への対策を迫られないようにしようとか、津波対策の不備を問われまいようにしようとするものだったとの疑いを禁じ得ない。」

参考までに述べると、2009年6月、総合資源エネルギー調査会の専門家会合において、貞観地震(869年)で福島にも非常に大きな津波が来っていたことが委員から指摘され、その後の東京電力の計算によると、貞観津波の波高は福島第一原発の地点でO.P.+9.2mになり、東京電力はその数値を2009年9月に保安院に報告していたようである(国会事故調86頁)。

会社内においてもいろいろ取りざたされていたにもかかわらず⁹⁴⁾、十分な対策を施していないこと、③耐震バックチェックの指示が出されてから4年半の年月が経過しているのに、必要な工事の具体的な計画さえも立っていない状態であり、2009年6月末提出期限のバックチェック最終報告も2016年1月まで持ち越す計画であったこと⁹⁵⁾、といった事実である。

なお、会社に損害（廃炉のための追加的な費用や損害賠償債務など）が生じていることは明らかなので、因果関係について検討すると、以下の事実は、AとBが適切な津波対策をとり、全電源喪失や海水ポンプの損傷がなければシビアアク

93) 国会事故調会議録12号10頁（勝俣恒久発言）。この情報は、東京電力にとって極めて重要なリスク情報である。それにも関わらず、それを社長をはじめとする経営陣に伝えなかったとすれば、会社に損害を与えるべき事実を知りながら、これを放置したと評価されても仕方がない。

また、炉心損傷を防ぐことが、原発を動かす電力会社にとって最重要事項であることは言うまでもないが、この情報は、経営に大きなインパクトを与える情報であるという意味においても重要である。すなわち、炉心損傷事故が起こると、周辺地域に甚大な被害をもたらして、会社が損害賠償請求を受ける可能性があることはもとより、原発の稼働率が下がり会社の損益にも大きな影響を与える（東京電力における原子力発電所の設備利用率の損益に対する影響は、100億円/%程度と大きく、設備利用率向上とコスト削減は全社的な経営課題であった〔国会事故調534頁〕）。さらに、こうした事態を避けるために何らかの対応が必要であるということになると、対応措置によっては相当の金額が必要になるかもしれない。このような経営判断に関わる重要なリスク情報を、取締役会に報告すべきことは当然である。この報告義務は、取締役の善管注意義務の一内容というべきものであるが、AとBはこれを怠っていたものと思われる。

94) 国会事故調議事録12号14頁（大島賢三発言）。

95) 2006年10月18日に東京電力が提出した既設原子炉設備の耐震安全評価実施計画書によると、福島第一原発の耐震バックチェック最終報告書の提出期限は2009年6月末とされていたが（国会事故調490頁）、2011年3月11日の震災時点において、耐震バックチェック最終報告書は提出されていない。また、震災後に、東京電力は、事故調査委員会から、①震災時点における福島第一原発各号機の機器・配管系の解析評価の予定と進行状況、耐震補強工事の予定と進行状況、②福島第一原発各号機の機器・配管系のうち耐震補強工事が必要とする設備の名称、場所、評価基準値と計算値についての説明を求められたが、①については、「震災時点においては、プラントメーカーにて耐震安全性評価を実施中であり、工事計画は定まっていない」と回答し、②については、「震災時点においては、評価実施中の段階であり、工事箇所等は確定していない」と回答している（国会事故調74頁）。さらに、東京電力の内部資料によると震災時点における最終報告書の提出予定は2016年1月とされていた。一方、保安院は、耐震バックチェックが遅れていることには懸念を抱き、口頭で督促していたようであるが、耐震バックチェックの進捗管理を行っていなかった（国会事故調76頁）。

シデント⁹⁶⁾に至らず、炉心溶融や水素爆発が生じることはなく、東京電力が追加的な費用や損害賠償債務を負担することはなかったといえそうなので、因果関係を肯定する方向に針を動かすことになる。

その事実とは、福島第一原発6号機では1台のD/Gが他のものより高い位置に設置され、5号機に連結されており、その1台が生き残ったおかげで、5号機・6号機は冷却機能が維持できて、深刻な事態を免れていることや⁹⁷⁾、シビアアクシデントを回避できた福島第二原発を見ると、原子炉建屋内にあった非常用D/Gは損傷を免れ、海水ポンプもタービン建屋内にあったので、損傷はあったものの、短期間で修復できていること⁹⁸⁾、などである。

② 全電源を喪失した場合の対策の不備

AとBは、全電源喪失の可能性を把握していたわけであるから、原子力事業部門担当の取締役として、全電源喪失という事態の防止に努めるだけでなく、実際にそれが生じた場合も想定して対策を講じておくべき善管注意義務がある。具体的には、彼らには、全電源喪失という事態が生じた場合のマニュアルを備え置き、担当者に対して、それを想定した教育・訓練を行っておくべき義務がある。

これを前提に見てみると、東京電力には事故時運転手順書というマニュアルが存在していたものの、それは電源があることを大前提としていたので、今回の事故のような電源喪失時には機能しない、実効性を欠いたものであった⁹⁹⁾。

96) 安全評価において想定している設計基準事象を大幅に超える事象であって、炉心が重大な損傷を受けるような事象を、一般に、シビアアクシデント(SA)と呼ぶ。政府事故調(中間報告)408頁、国会事故調96頁注(104)参照。

97) 前掲注84)参照。

98) 非常用発電機を原子炉建屋内に設置すべきであったとの指摘につき、齊藤・前掲注70)81頁を参照。もっとも、浸水を考慮すると、地下に非常用D/Gを設置することは望ましいレイアウトではない(柳田邦男「いま、求められる安全思想の根本的転換——福島原発災害から考える」法と民主主義460号[2011年]4頁以下、6頁)。なお、福島第一原発の原子炉は、ターンキー契約でGEから導入されたものであるが(谷口和宏『日本の資本主義とフクシマ：制度の失敗とダイナミック・ケイバリティ』[慶応義塾大学出版会、2012年]56頁)、GEの原子炉が、非常用D/Gを地下に設置するデザインを採用していた理由は、ハリケーンに備えていたからである(同書217頁)。技術を移植する場合にも、制度を移植する場合と同じように、その国特有の条件を踏まえておく必要がある。

また、担当者の教育・訓練も行われていたが、シビアアクシデント手順書については、当直長、当直副長を対象とした机上教育のみで、運転訓練は行われていなかった。また、ベント¹⁰⁰操作は、パソコンで模擬訓練を行うのみで、IC¹⁰¹についてはパソコンによる模擬訓練すらなく、現場担当者の証言からも十分に訓練されていないことが窺える¹⁰²。

以上のような事実からすると、AとBは、善管注意義務を尽くしておらず、任務懈怠が認められることになる。

そして、全電源を喪失した場合の教育・訓練を十分に行っていなかったことから、当直の運転員は、津波到達直後のICの作動状態を把握できておらず、電源喪失とフェイルセーフ機能を結び付けて考えることもなかったため¹⁰³、炉心冷却措置が大幅に遅れてしまい、炉心溶融に至っていることを考えると、会社の損

99) 東京電力の事故時運転手順書は、「事象ベース」(想定された異常事象または事故が発生した場合に、その起因事象から過渡状態が収束するまでに適用するもの)「徴候ベース」(起因事象にかかわらず、観測されるプラントの兆候に応じて、(1)原子炉の未臨界の保持、(2)原子炉の冷却と炉心損傷の防止、(3)一次格納容器の健全性の確保を行うための操作手順を示したもの)「シビアアクシデント」(徴候ベースの適用範囲を超えてしまった場合(徴候ベースの(1)(2)(3)が行えない場合)に適用するもの)の3つに分かれて作成されている。事故時、「徴候ベース」から「シビアアクシデント」手順書への移行は、格納容器雰囲気モニタリング系(以下「CAMS」という)による各種パラメータ管理で炉心損傷が発生したとみなされた場合であるが、電源喪失時にはCAMSの線量計測ができなかったため、今回の事故では「シビアアクシデント」へ移行せず、現場での対応は訓練等に基づく応用動作となり、手順書は活用できなかった。また、電源喪失後の対応操作(例えばベント〔格納容器圧力の異常上昇を防止し、格納容器を保護するため、放射性物質を含む格納容器内の気体〔ほとんどが窒素〕を一部外部環境に放出し、圧力降下させる措置〕手動開操作など)は手順書に記されていない。国会事故調 106頁～107頁参照。

100) 前掲注99)を参照。

101) 非常用復水器(Isolation Condenser)のこと。ICは沸騰水型原発(BWR)草創期の設備であり、福島第一原発では、1号機だけがICを有している(国会事故調 230頁)。ICの最大の特徴は、炉心冷却のプロセスが、ポンプなどの特別な動力を必要とせず、自然循環によって行われる点にある(関連して、前掲注53)を参照)。ICの動作原理については、国会事故調 230頁～231頁を参照。なお、こうした非常用炉心冷却装置(ECCS〔Emergency Core Cooling System〕と呼ばれる)だけでは、原子炉を冷温停止状態に持っていくことはできないが、電源の復旧やポンプの修復までの時間を稼ぐことができる(齊藤・前掲注70) 19頁参照)。ただし、全電源喪失が起きても動く最後の砦であるICが作動するのは、数時間ないし数十時間であり、その間に、適切な対処ができなければ、事態は制御不能の次元に陥る(FUKUSHIMAプロジェクト委員会・前掲注84) 103頁～104頁〔山口栄一〕参照)。

害との因果関係が認められることになる¹⁰⁴⁾。

(3) 原子力事業部門以外を担当する取締役の責任

A と B は、東京電力には、津波に起因する全電源の喪失によって炉心損傷事故が起こる具体的なリスクがあることを知っていたが、原子力事業部門以外を担当する取締役は、それを知らなかった取締役であると考えられる¹⁰⁵⁾。だから責任なしということではなくて、内部統制システムの整備を、取締役の状況把握義務の一環と位置づけて¹⁰⁶⁾、これらの取締役の責任の有無は、内部統制システムの整備という観点から判断される。そして、Ⅲ 1 で見たとおり、(1)内部統制システムを全く構築していなければ、不作為による責任を問われる。他方、(2)何らかの内部統制システムが構築されていた場合には、そのシステムが十分なものであったかという観点から責任の有無が判断される。

東京電力においては、一応のリスク管理体制が構築されていたようであるので¹⁰⁷⁾、それが十分な体制の整備だったかという観点から取締役の責任の有無が判断される。そして、株主が取締役の任務懈怠責任を問うには、整備すべきリス

102) BWR を稼働させている電力事業者は、メーカーと事業者の出資による BWR 運転訓練センターで、実際の中央制御室と同型のシミュレータによる訓練や机上訓練、運転員試験を行っている。なお、シビアアクシデント手順書については、当直長、当直副長を対象に机上で教育を行うのみとなっている。そして、ベント操作等については、パソコン画面で開閉動作の訓練をマウスをクリックして行うという内容であるが、IC についてはパソコン画面での模擬もなく、事故対応に当たった現場責任者の 1 人は「私は IC を使った経験もないし、運転員は IC の操作、○○君とかはよく知っていると思うんですけども、私自身は IC そのもののコントロールの仕方だとか、そういうのはほとんど分かりません」と述べている (国会事故調 107 頁参照)。なお、政府事故調 402 頁～403 頁においても、東京電力においては、IC 等の理解を含め、重大で過酷な事故発生時にも通用する資質・能力の涵養が図られていなかったことが指摘されている。

103) 津波到達前、当直の運転員は、戻り配管隔離弁 (MO-3A) の開閉を繰り返して IC を作動させていたが、全電源喪失時の同弁の開閉状態を覚えていなかった。また、当直の運転員は、この時点ではまだ、全電源喪失に伴い、フェイルセーフ機能によって全ての隔離弁が閉となることに思いを致しておらず、津波到達直後の IC の作動状態を把握できなかった (政府事故調 [中間報告] 93 頁)。津波到達直後、電源が喪失して、中央制御室の制御盤上、IC の作動状態が確認できず、原子炉水位も計測できなくなった。この時点で、フェイルセーフ機能により IC の 4 つの隔離弁は全閉またはそれに近い状態にあったと考えられるが、当直の中には、電源喪失とフェイルセーフ機能を結び付けて考えた者がいなかった (政府事故調 [中間報告] 103 頁)。

ク管理体制の内容を明らかにする必要があることは先に述べたとおりである(Ⅲ3を参照)。

104) 福島第一原発の原子炉が、(津波に起因する全電源喪失ではなく)地震による直接的なインパクトによってICその他の設備の配管が破損するなど、深刻なダメージを受けた結果として、炉心溶融や水素爆発を回避すべく原子炉を制御できる状態にはなかったとすれば(齊藤・前掲注70)35頁・37頁~38頁・44頁・45頁・56頁、国会事故調243頁は、その可能性を示唆するが、政府事故調445頁は、地震に対する備えは相当程度行われており、地震自体によって重要設備が機能を喪失したことは確認できておらず、津波によって大事故に至ったとする)、AとBの任務懈怠と損害の因果関係は切れてしまう。この場合、代表訴訟で責任を追及する株主が、Aらの責任を追及するには、彼らは原子炉の耐震設計に十分な注意を尽くすべき善管注意義務があるのにそれを無視し、福島第一原発の原子炉は、老朽化によって耐震設計上問題があるにもかかわらず、稼働を続けていたことを事実に基づいて主張・立証したうえで因果関係をいう必要がある。地震によって压力容器・格納容器が破壊されていたとすれば、たとえば、東京電力は、压力容器・格納容器の破壊にいたるプロセスに関するシミュレーションを行い、それを回避する対策を講じておくべきであったはずであるが、そうしたことが行われていたか(吉岡・前掲注85)241頁~242頁は、そのようなシミュレーションが行われていた形跡はないという)、また、現在の最新原発との比較評価を行い、そうしたより安全性の高い原子炉への変更を検討したか(橋川・前掲注1)180頁によると、世界的には、加圧水型原子炉[PWR]の方が多数になりつつあるようであるが、久保利英明『想定外シナリオと危機管理——東電会見の失敗と教訓』(商事法務、2011年)24頁によると、東京電力は、PWRのように事故発生確率が低く、世界各国で最近採用されている原子炉への変更を検討していなかったとしている)などが問題となろう。

もともと、東京電力の立場からすると、地震動による配管破損といったことは、やっかない問題を生じさせるので、あまり主張したくない事実である(国会事故調235頁参照)。なぜなら、そうした問題が明らかになれば、運転差止めや耐震規制の強化に結びつき、原発ビジネスにおける経営上のデメリットが大きいためである(国会事故調528頁~530頁参照)。現に、東京電力は、地震時・地震直後の安全機能は保持されていたという立場をとっている(河合・前掲注49)139頁〔東京電力の不提訴理由通知書の記載〕、谷口・前掲注98)75頁~76頁〔清水社長(当時)の発言を引用]参照)。

いずれにせよ、地震動による影響の検証は、原子炉建屋内に立ち入った詳細な実地検証が必要であるが、これは放射線レベルが下がった段階で行われることになるので(政府事故調429頁)、現段階では何ともいえない。なお、2013年2月20日には、福島第一原発1号機原子炉建屋地下において、最大で920mSv/hの放射線量が測定されたとの報道があった(http://headlines.yahoo.co.jp/hl_a=20130220-00000165-jjj-soci)。これでは、人が中に立ち入って調査することなど、当分の間できそうにもない。

105) 推進本部の長期評価の予測する津波地震が、福島第一原発の敷地にO.P.+15.7mの津波をもたらすことや、4号機原子炉建屋周辺は2.6mの高さで浸水すると予想されることなどは、取締役会長にも伝わっていなかったようであるから(国会事故調議事録12号10頁〔勝俣恒久発言]参照)、社長や他部門の取締役にも伝わっていなかった可能性がある。

106) 前掲注37)と関連する本文を参照。

107) 国会事故調526頁~527頁参照。

なお、どのようなリスク管理体制を整備すべきかは、企業が営む事業の規模や特性と関わり、一義的に決まるものではないし、整備のためのコストも考慮することから、リスク管理体制の整備についての判断は、経営判断の問題であり、経営者に広い裁量があると解されている¹⁰⁸⁾。

したがって、会社が整備したリスク管理体制が十分であると判断した前提となる事実の認識（情報収集・調査・検討等を踏まえたものとなる）が、当時の状況に照らして不合理なものでなく、同じ業界の通常の経営者の経営上の判断として見た場合に、特に不合理な判断でもなければ、裁量の範囲内で、任務懈怠はないことになる。

以上を前提に、十分なリスク管理体制が整備されているか否かの判断要素として、①各機関の連携による有機的なリスク管理体制が構築されているか、②事業の規模や特性に応じて回避すべきリスクの設定がされているか、③他社における内部統制システムの整備状況などを考慮して、特に不合理でないかを判断することになる¹⁰⁹⁾。

東京電力について見ると、全社リスクを把握する「リスク管理委員会」があり、その下部に原子力部門のリスクに特化した「原子力リスク管理会議」が置かれた上で、リスクマップを作成して定期的に見直しを行い、それを経営政策会議で確認し、常務会・取締役会を経て経営計画に反映するという、各機関の連携による有機的なリスク管理体制が構築されていたようである¹¹⁰⁾。

しかし、事業の規模や特性に応じて回避すべきリスクの設定がされていたかについては疑問符がつく¹¹¹⁾。理由は、東京電力は、原子力発電事業を営む電力会社として一番に回避すべきであるシビアアクシデントそれ自体をリスクとして把握し、その起因事象に目を向け、シビアアクシデントに至るリスクをコントロールするようリスク管理体制を整備していないからである¹¹²⁾。そうすると、当時の状況から見て、シビアアクシデントに至るリスクを考慮していないリスク管理体制を整備していたことが、原子力発電事業を営む電力会社の取締役の

108) 酒巻俊雄＝龍田節編集代表『逐条解説会社法(4)』（中央経済社、2008年）521頁～522頁（川村正幸）。

109) 宍戸監修・前掲注3) 292頁注(231)（伊藤広樹）参照。

110) 東京電力には全社リスクを把握する会議体として、「リスク管理委員会」があり、その下部の会議として、原子力部門のリスクに特化した「原子力リスク管理会議」がある。リスク管理委員会では「リスクマップ」が、原子力リスク管理会議では「原子力重要リスク管理表」がそれぞれ管理及び参照されている。「原子力重要リスク管理表」は各原子力関連部署がリスクを抽出し、原子力・立地本部で取りまとめられ、その中から特に経営課題として重要なものが、「リスクマップ」に抽出される。

東京電力では、経営上のリスクを検討する上で、「リスク管理委員会」で作成された「リスクマップ」と「経営で管理すべき重要リスク管理表」が用いられている。これは、6部門（原子力、火力、電力流通、販売営業、グループ会社、企画・管理）の各リスク管理会議で検討されたリスクから、「経営で管理すべき重要リスク」を抽出することによって作成されるものである。

原子力に関連するリスクは、「リスク管理委員会」の下部会議体である「原子力リスク管理会議」で管理検討が行われる。その主要メンバーは、原子力・立地本部長、副本部長、各部の部長及び部長代理、発電所の安全品質担当副所長である。当該会議では、各部が作成する「原子力・立地本部で管理すべき重要リスク管理表」を用いて、リスクの把握と検討が行われ、原子力関連「リスクマップ」「原子力重要リスク管理表」が作成される。

原子力リスク管理会議は、年2回の頻度で開催され、そこで確認された内容は、企画部を通じてリスク管理委員会に報告される。リスク管理委員会は、年2回の頻度で開催される。その内容は、経営政策会議（週1回程度の頻度で開催）で確認し、常務会・取締役会を経て経営計画へ反映される。また、全社的な「経営で管理すべき重要リスク」の確認を取締役会で行い、それは年1回3月に行われている。

以上については、国会事故調 526頁～527頁を参照。

111) リスクを特定して、それを評価・軽減・モニターし、それについて意見交換できる体制が整備されるよう努めることが取締役会のメンバーとしての取締役の責務であるといえよう。E. Norman Veasey, *The Challenges for Directors in Piloting Through State and Federal Standards in the Malestrom of Risk Management*, 34 *Seattle U. L. Rev.* 1, 14 (2010)。また、中村・前掲注14) 18頁が、取締役の責任という観点からすると、内部統制の仕組みを考えるポイントは、「何について取締役会で決議をしたり、取締役会に報告をして取締役の目に触れさせなければいけないか」であるとしており、「取締役は何を見ておくべきだったのか」とか、「取締役はどのような情報に触れておくべきだったのか」という発想でアプローチすることが重要である。

112) 東京電力の原子力部門では、会議及び管理表で扱われるリスクは、もっぱら原子炉の稼働率の低下、社会的信用の喪失をもたらす要因として捉えられており、シビアアクシデントの起回事象として扱われていないという特徴がある。たとえば、リスクマップ及び原子力重要リスク管理表において「自然災害」があげられているものの、シビアアクシデントの起回事象ではなく、規制化やプラント停止のリスク要因として捉えられている（国会事故調 528頁）。

また、経営レベルに報告されるリスクマップにおいても、自然災害等に対する規制強化やそれに伴う原子炉停止のリスクがあげられているが、自然災害等それ自体をシビアアクシデントの起回事象として扱っているわけではない。たとえば、「シビアアクシデントの規制強化の動き」がリスクとしてあげられているが、リスクシナリオとして「規制強化の内容によっては、バックフィット・設備要求等によるコスト増、設置許可取り消し、訴訟の再燃」と指摘されている（国会事故調 529頁）。

判断として特に不合理でなかったのか、が問題になる¹¹³⁾。

ここで、まず、原子力事業部門に直接関わっていない取締役として、社長を想定してその責任を考えてみよう¹¹⁴⁾。

原子力発電事業を営む電力会社で、全電源を喪失して炉心溶融に至れば、破滅的な損害がもたらされることは明らかで、絶対に避けなければならない事態であるから¹¹⁵⁾、シビアアクシデントに至るリスクは、東京電力にとっては、「経営で管理すべき重要リスク」¹¹⁶⁾である。電力会社の社長として、そのリスクを考慮すべきは当然であるし、まして、2006年頃には、インド洋大津波やアメリカの9・11テロを契機として、自然災害に限らず、全電源喪失という大変深刻な事態があり得るということが、専門家の間でも電力会社内においてもいろいろ取りざたされていたようであるから¹¹⁷⁾、シビアアクシデントに至るリスクを考慮していない会社のリスク管理体制の合理性に疑いを抱くべきであったといえるのではなからうか。

そして、合理性に疑いを生じさせる状況があったのであれば、社長である取締役は、取締役会の構成員として他の代表取締役や業務執行を担当する取締役を監視する義務を負い、さらに、業務ライン上の上位者として、自己の下位にある者に対する監督義務を負うわけであるから¹¹⁸⁾、原子力事業部門担当の取締役に対して、シビアアクシデントという極めて重要度が高いリスクが、取締役全員の目に触れ、そのリスクを低減するための合理的な施策の検討がなされるような体

113) 政府事故調は、福島第一原発事故の発生とその深刻化をもたらした三つの要因の一つとして、東京電力が(そして、規制関係機関も)、今回のような津波によりシビアアクシデントが発生することを想定し、それに対する措置を講じることをしなかったことをあげ、「今回の津波のように、確率的にはその発生頻度が低いと評価された事象であっても、発生した場合には被害規模が極めて大きくなると予想されるものについては、リスク認識を新たにし、それを無視することなく、必要な対策を講じておくことが必要である」としている(中間報告概要15頁~16頁参照。「」は同箇所から引用)。

114) 本稿では、さしあたり、2008年6月から2011年6月まで社長の職にあった者を念頭に置いている。

115) 久保利・前掲注104)21頁参照。

116) 前掲注110)参照。

117) 国会事故調議事録12号14頁(大島賢三発言)。

118) 倉澤康一郎=奥島孝康=森淳二郎編『判例講義会社法』(悠々社、第2版、2013年)125頁(笠原武朗)参照。

制の整備（シビアアクシデントに至るリスクを反映させた「リスクマップ」や「経営で管理すべき重要リスク管理表」の作成等¹¹⁹⁾）を指示したり、シビアアクシデント対策を指示するなどすべきであったと考えられる。しかし、東京電力において、そうした対応が取られた形跡はなく、不備があるリスク管理体制が長い期間にわたって放置されていたようである。

以上からすると、東京電力の社長には、任務懈怠があった可能性が高い¹²⁰⁾。

次に、営業部門担当の取締役のように、原子力事業部門以外を担当する取締役の責任を考えよう。

他部門の取締役も取締役会の構成員として他の代表取締役や業務執行を担当する取締役を監視する義務を負うことは社長である取締役と変わらないが、一般論を言えば、担当部門が違う取締役が、他部門から上がってきたリスク管理の問題点に気がつくことは、特別な事情がなければおよそないのではないと思われる。しかし、東京電力は、原発を動かしている電力会社なので、原子力事業部門以外を担当する取締役であったとしても、炉心溶融のような事態を絶対に避けなければならないことは十分承知しているはずであるし、インド洋津波等に起因する2006年頃からの状況なども考慮すると、こうした取締役も東京電力のリスク管理体制の合理性に疑いを抱くべきであったといえるのではなかろうか¹²¹⁾。そして、合理性に疑いを生じさせる状況にあったのであれば、その取締役は、取締役会において、シビアアクシデントについてのリスク管理の現状を確認し、必要な是正措置をとる（担当の取締役に資料の提出を求めたり、調査・検討を求めるなどする）努力をする必要がある¹²²⁾。取締役がそうした努力をしていなかったと

119) 前掲注110) 参照。

120) 東京電力の社長は、耐震バックチェックの進捗状況についてもきちんと管理を行うべきであったはずであるが、大幅な進行の遅れが生じているにもかかわらず、これについても適切な対応をしていなかった様子が窺われ（前掲注95）と関連する本文を参照）、こうした事情をも総合すると、リスク管理体制に不備があることを知りつつ、あえて見過ごしていたのではないかと疑いさえ抱かせる。

121) ヤクルト本社株主代表訴訟事件（東京高判平成20年5月21日金判1293号12頁）の表現（直接デリバティブ取引の実務を担当しない取締役の監視義務について判示した箇所）を参考に言えば、「経営で管理すべき重要リスク」として報告されている内容に明らかに不備・不足があり、これに依拠することに躊躇を覚えるというような特段の事情があったというべきではないだろうか。

すれば、任務懈怠となる¹²³⁾。

そして、社長や他部門の取締役が是正措置をとっていれば、シビアアクシデントによる炉心溶融や水素爆発という事態は避けられた蓋然性が高いので、因果関係も肯定してよいように思われる¹²⁴⁾。もちろん、上記の取締役がリスク管理体制の合理性に疑いを抱くべきであった時点から、近接した時点で震災が起こっていたなどの事情があれば、彼らが是正に努めたとしても効を奏したとはいえない可能性が高いので、因果関係が否定される余地はある¹²⁵⁾ (本稿では、2006年頃から専門家や電力会社に全電源喪失リスクが認識されていたという状況を前提としているが、その事実認識が正しいかについても議論の余地がある)¹²⁶⁾。

3 原賠法と取締役の第三者に対する損害賠償責任

取締役の第三者に対する損害賠償責任は、会社法 429 条が規定しているが、そ

122) 社長と違って、他部門の取締役がとるべき是正措置は、基本的に取締役会を介して行うもので十分だろう。他部門の取締役にとって、原子力事業部門は、業務執行ライン上にない (そのため、社長のよう業務執行ライン上の監督義務もない) ので、自己の担当領域に属さない事項については、取締役会構成員としての資格に基づいた行動をとることで足りるからである。関連して、笠原・前掲注 37) 139 頁～143 頁を参照。なお、中村・前掲注 20) 36 頁は、指揮命令系統の上位者の監督義務は、単純な監視義務より重めの義務であるとする。

123) 耐震バックチェックの進捗状況については、取締役会に報告されるものと思われるが、進行の大幅な遅れについての説明を求め、その状況を改善するための措置をとることなどもなされていなかった様子が窺われる (前掲注 95) と関連する本文を参照)。このようにリスク管理を軽視した東京電力の統制環境を考慮すると、その他の取締役についても、リスク管理体制に不備があることを知りつつ、あえて見過ごしていたのではないかの疑いがある。

124) ここには、取締役は法が要求する水準をもってその努力をなす必要があるので、そのような法が予定する取締役の努力が効を奏さないと考えにくいという暗黙の理解がある (笠原・前掲注 37) 120 頁参照)。また、この暗黙の理解は、経験則によるものではなく、価値判断の要素を含んでいる (笠原・前掲注 37) 134 頁)。

125) 笠原・前掲注 37) 121 頁参照。東京電力のように、原発安全神話の下にリスク管理を行ってきた統制環境の下では、ある取締役が是正のために取締役会に諮ってもムダだということはある。しかし、前掲注 124) の暗黙の理解の背後にあるのは、取締役の義務違反に対する非難であり、その点からすると、取締役は他の取締役の義務違反を主張することで責任を免れると解することは不当である (笠原・前掲注 37) 134 頁)。結局、取締役はとるべき是正措置をとっても炉心溶融や水素爆発という事態は避けられなかったという事実、あるいは、当時、リスク管理体制の合理性に疑いを抱くべき状況にはなかったことを示す事実などについての主張・立証活動を行うことになる。

の責任の法的性質については、周知のとおり、法定責任説（会社法429条は、第三者保護のための特別の法定責任を定めたものであるとする）と不行為特則説（会社法429条は、民法709条の責任を取締役について軽減するための規定であるとする）の意見の対立がある¹²⁷⁾。

他方、原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）の3条と4条に着目すると、原賠法は、「原子炉の運転等」により「原子力損害」を与えたときは、「原子力事業者」だけが損害賠償責任を負う制度になっており、この規定は、民法の損害賠償の規定の特則と位置づけられている¹²⁸⁾。そのため、原賠法が適用される原子力損害については、民法の不法行為責任の適用はなく、原賠法4条1項の責任集中原則の規定は、原賠法に基づく賠償責任を原子力事業者が負う場合、他に原子

126) 福島第一原発事故について、東京電力において責任を追及される余地がある取締役は、多数いるが、就任期間も異なるし、事故への関与の度合いも異なるので、寄与度による減責を認め、取締役が負担する責任のバランスをとることが考えられる（寄与度に応じた因果関係の割合的認定という手法を用いた裁判例として、日本航空電子工業事件〔東京地判平成8年6月20日判時1572号27頁〕を参照。なお、責任が追及されている取締役以外の取締役の過失を会社の過失と考え、過失相殺を認めることには、複数加害者としての取締役の連帯責任と矛盾することになることもあり、批判が多い〔笠原武朗「監視・監督義務違反に基づく取締役の会社に対する責任について（七・完）」法政研究72巻1号（2005年）1頁以下、32頁参照〕）。

もつとも、監視・監督義務違反が、故意ないしはそれに比すべき重大な過失によるものである場合（何らかの是正措置をとったがそれが不十分だったとか、取締役の過失が認められる程度に内部統制に不備があったものの、その不備が取締役の認識に上らなかったといった話であれば非難可能性は小さいが、そうでない場合）、寄与度による減責を認めるべきかは疑問である（笠原前掲論文30頁～31頁参照）。

なお、笠原前掲論文は、取締役の地位や職責、故意・過失、任務懈怠の態様といった要素により、取締役の関与の度合いが質的に異なる場合（つまり、量的に把握できない場合）にも（同論文18頁参照）、寄与度による減責を認め、取締役の非難可能性に比べて責任額が異常に巨額であるようなときには、非難可能性と均衡のとれたものとするのが望ましいとしている。理由は、①取締役が尽くす注意のレベルが過度にならないこと、②人材確保の点で会社に支障が生じないこと、③裁判所も義務違反の認定を過度に躊躇することがなくなり、その方が監視・監督義務を課した会社法の趣旨に添うこと、などである（同論文29頁参照）。

127) 伊藤雄司「取締役等の第三者に対する責任の性質」浜田道代＝岩原紳作編『会社法の争点』（有斐閣、2009年）166頁以下、江頭ほか編・前掲注29）146頁以下（州崎博史）などを参照。

128) 石川博康「原子力事業者の損害賠償責任をめぐる諸問題」経済セミナー増刊『復興と希望の経済学』（日本評論社、2011年）152頁以下、153頁。

力損害発生の原因を作った者がいても、原子力事業者のみが責任を負い、原子力事業者以外の者は損害賠償責任を負わないことを定めている、と解されることが多いようである¹²⁹⁾。そして、原賠法のもとでは、製造物責任法は適用除外とされ(原賠法4条3項)、プラントメーカーなどは、故意の場合を除いて、原子力事業者から求償されることはない(原賠法5条1項参照)。そのため、以下のような疑問が生じる。

たとえば、ある事業者が、今回の原発事故による出荷制限によって、今まで使っていた原材料を使わず、代替のものも準備できなかったため、販売を停止せざるを得ない商品があったことによる減収分の賠償を求めて、取締役の第三者責任を追及するような場合、賠償されるべき損害に含められるものは、純粋な経済損失であるが、これまでの裁判例からすれば、これも原子力損害に含まれる¹³⁰⁾。したがって、責任集中原則を踏まえて、会社法429条の第三者責任の規定を不法行為責任の特則と捉える立場をとると、民法や製造物責任法と同じく適用が排除されることになり、取締役の責任を問うことはできないのではないか、という疑問が生じるのである。他方、法定責任説の立場からは、会社法429条の責任を認める余地がありそうであるが、疑問がないわけではない。

それでは、原賠法の責任集中原則の趣旨は何か? それを確認すると、その趣旨は、①原子力事業者に機器等を提供している関連事業者は免責し、関連事業者が安定的に資材を提供することを可能にして、原子力事業の健全な発達に資すること、さらに、②被害者が損害賠償責任を追及する相手を明確にして、被害者救済に資することにあると説明されている¹³¹⁾。

一応もってもらしいが、責任集中原則は、「原子力産業はパーフェクトな製品を、パーフェクトな管理のもとで提供しているかのような原則」¹³²⁾である。また、

129) 日本弁護士連合会編・前掲注85) 14頁参照。

130) 石川・前掲注128) 153頁、日本原子力産業協会『あなたに知ってもらいたい原賠制度 2011年版』18頁～19頁参照。

131) 日本原子力産業協会・前掲注130) 14頁参照。また、日本弁護士連合会編・前掲注85) 14頁、29頁も参照。

132) 大島堅一『原発のコスト——エネルギー転換への視点』(岩波書店、2011年) 59頁から引用。

日本の原子力産業は、アメリカの方針を受けて、上から政治的に開発が進められたという経緯があり¹³³⁾、責任集中原則も、原賠法1条が掲げる被害者救済を目的として検討・立案されたわけではなく、同法制定当時、独占的に核燃料を供給していたアメリカやイギリスからの免責要求に応じて入れられたもので、特段の合理性を見出しがたいものであるという見方もある¹³⁴⁾。

さらに、原賠法4条1項の「原子力事業者以外の者」に取締役も含まれると考えて、原子力損害を賠償する責めを負わないことを認めると、原子力発電事業を営む電力会社の取締役は、極めて危険な事業に従事しているにもかかわらず、一般の会社の取締役より第三者責任を問われることがなくなる分、注意を尽くすインセンティブがなくなるという不都合な結果にもなりかねない。これでは、原賠法1条の「原子力事業の健全な発達」に資するという目的に反することになるし、組織目的の遂行プロセスに健全性・公正性の確保を要求する時代の要請も満たさないことになる¹³⁵⁾。

以上から、原子力損害についても、会社法429条1項に基づいて、取締役の責任を追及することはできると解すべきであると思う。

なお、通説・判例は、「取締役等の任務は会社に対するものにすぎないので、第三者に対しては不法行為の要件（民709）を満たさない限り責任を負わないはずであるが、第三者保護のため、会社に対する任務違反について悪意または重過失があれば（軽過失を除く）第三者に対する権利侵害や故意過失を問題にしないで、損害賠償責任を負うこととしたのが制度の趣旨である」¹³⁶⁾と考えているので、今般の原発事故に関連して会社法429条1項の責任を追及する場合にも、株主が

133) 奥村・前掲注49) 19頁。

134) 日本弁護士連合会編・前掲注85) 30頁。大島・前掲注132) 60頁は、原賠法制定当時、原子炉等を輸出するアメリカ側が、メーカーの責任を免除するよう強く求めていたとしている。また、竹森俊平『国策民営の罟——原子力政策に秘められた戦い』（日本経済新聞社、2011年）144頁～145頁は、50年前とは状況が変わっているにもかかわらず、いまだに「国辱的な条項」が生き残っている理由は、産業政策として、たとえ原発事故が起こっても、国内の原発メーカーには損害が一切及ばないようにする目的があるからであるとする。谷口・前掲注98) 101頁も参照。

135) 前掲注22) と関連する本文を参照。

136) 神田・会社法242頁から引用。

代表訴訟で取締役の会社に対する損害賠償責任を追及する場合(Ⅳ2参照)と同じように、「取締役は事業上のリスクを適切に管理していたか」ということが論点となる¹³⁷⁾。

V おわりに

今回の原発事故のように損害額があまりに巨額である場合には、取締役の責任を追及しても、焼け石に水で、会社や被害者の損害の回復という観点からはあまり意味がない¹³⁸⁾。

しかし、たとえば代表訴訟には、会社の損害回復機能だけではなく、違法行為を抑止する機能も期待されている。つまり、代表訴訟によって責任追及が行われることで、取締役は緊張感を持って経営を行うようになり、それが経営の健全化に資することになる。そして、健全な経営は、会社経営に対する信頼を高めることにつながるのだから、株主利益に貢献する。さらに、代表訴訟による責任追及という潜在的な脅威は、すべての会社の経営者にムチのおそれを与えて、健全な経営へのインセンティブとなるので、経済社会全体の利益にもつながる¹³⁹⁾。

137) 会社法429条1項に基づいて取締役の責任を追及する原告は、①取締役に会社に対する任務懈怠があったこと、②原告に損害が生じたこと、③任務懈怠と損害の間に相当因果関係があること、④任務懈怠について悪意・重過失があったことを主張・立証することになる。

138) 責任を追及することによって得られる利益と会社が被る損失(評判等)を比較して、たとえ正味の利益が認められるとしても、ほとんど役に立たないということである。

なお、今回の原発事故は、損害額が桁違いに巨額であるが、これほどでなくても、損害回復の実効性は乏しい。ちなみに、蛇の目ミシンの旧経営陣5名を対象とした株主代表訴訟について、平成20年10月2日、最高裁判所が旧経営陣5名の不服申し立てを退け、583億6039万8183円の損害賠償を命ずる東京高等裁判所の差戻審判決(平成20年4月23日)が確定したが、実際の回収額は、1億608万667円にすぎないようである。これについては、蛇の目ミシンの2010年11月5日付けのリリース『旧経営陣に対する株主代表訴訟に関するお知らせ』のその後の経過について(<http://www.janome.co.jp/ir/news/news78.pdf>)を参照。

139) 北村雅史「コーポレート・ガバナンスと株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新版・株主代表訴訟大系』(弘文堂、2002年)25頁以下、32頁~33頁。なお、伊藤秀史『契約の経済理論』(有斐閣、2003年)2頁は、インセンティブを「アメの期待とムチの恐れとを与えて人を行動へ誘うもの」と定義している。

同様のことが、取締役の第三者に対する損害賠償責任を追及することについてもいえるだろう。

「2030年代原発ゼロ」方針を打ち出した民主党から自民党に政権が交代し、政策も見直されているが、いずれにせよ、これからも長い期間にわたって原発が運転され続けることだけは確かなようである¹⁴⁰⁾。それゆえ、原子力発電事業を行う電力会社の経営者に、極めて危険なものを扱う事業者であることを十分自覚させ、あらゆるリスクに配慮した健全な事業の遂行をさせることが引き続き重要となるが、それを担保するためには、取締役が個人責任を追及されるという潜在的な脅威が存在する必要がある¹⁴¹⁾。

なお、本稿では、東京電力のリスク管理の不備に焦点を当て、取締役の責任を検討したため、福島第一原発事故は、もっぱら東京電力のコーポレート・ガバナンスが適切でなかったことによって引き起こされた人災であるという印象を与えてしまったかもしれない。しかし、これは、本稿が会社法学の観点から検討を行ったことによるものであり、福島第一原発事故という事象は、単に一電力会社の

140) 日本が原子力発電事業から全面撤退するにしても、一定の経過期間において、その間は原発の運転を続けざるを得ない(齊藤・前掲注70) iii頁～iv頁)。また、バックエンド問題(使用済み核燃料の処理問題)の根本的解決は困難であることを前提に、原発をやめることには同意しつつも、「リアルでポジティブな原発のたたみ方」を追及するとすれば、2030年度原発依存度は15%程度になるという意見もある(橘川武郎「リアルに原発をたたむため『15%シナリオ』が再浮上」「原発ゼロ」は正しいのか」〔週聞東洋経済臨時増刊、2012年〕12頁以下、13頁、橘川・前掲注1) 61頁～84頁参照)。

141) このような考え方は、法というルールを、コストとベネフィットの帰属主体をかえ、人間を条件付けする単なる道具のように捉えている面があり、人間に対する尊敬の念に欠けるとして、嫌悪感が持たれるかもしれない。しかし、自由で自律的な本体的人間(homo noumenon)で世の中が構成されているわけではなく、現象的人間(homo phaenomenon)が数多く存在するし、今回の原発事故は、後者のタイプの人間の功利主義的なコスト＝ベネフィット計算の結果生じた面も否めないように思う。

また、担当取締役が伝達すべき重要なリスク情報を伝達していないなど、「人間」がルールを決めて相互牽制するなどして実施する内部統制の限界(中村・前掲注20) 31頁参照)を見せつけたのが今回の原発事故であったように思う。

われわれは、会社法で内部統制システムに関する事項の決定を義務づけるなどして制度を改善しても、結局は人が変わらなければ意味がないことを心に刻んでおく必要がある(近藤光男「市場化社会と会社法制——会社経営者の行為基準」齊藤彰編『市場と適応』〔法律文化社、2007年〕157頁以下、183頁は、制度や仕組みを整備することよりも、経営者の誠実性を確保することの方が重要であるとし、大村敦志『民法改正を考える』〔岩波書店、2011年〕191頁は、法を通用させるのは人々の意識であるとする)。

コーポレート・ガバナンスの問題に矮小化して理解されるべきものではない¹⁴²⁾143)。

また、このような事故を繰り返さないためには、さまざまな分野の人間が、今回の事故を素材に、技術のあり方、制度のあり方、社会のあり方を検討し、意見を出し合いながら、超学際的な広い枠組みの中で、今後の社会システムを考えていく必要がある¹⁴⁴⁾。本稿は、そうした取り組みのわずかな一歩を、会社法学の

142) たとえば、後掲注 145) を参照。なお、今回の事故の被害者救済のあり方に関しては、資本主義経済システムとの整合性が問題とされ (田中亘「東電処理に関する一考察」経済セミナー増刊『復興と希望の経済学』〔日本評論社、2011年〕158頁以下、161頁～162頁、大証金融商品取引法研究会〔平成23年5月27日：http://www.ose.or.jp/f/news/21820/wysiwyg/news20338_01.pdf〕19頁・23頁〔森田章発言〕参照。ちなみに、原賠法制定に深く関わられた我妻教授は、原賠法制定当時から、原発事故の被害者救済問題は、「資本主義経済組織における私企業の性格に関する根本問題を含む」と指摘されていた。我妻栄「原子力二法の構想と問題点」ジュリスト236号〔1961年〕6頁以下、9頁参照)、また、原子力政策との関わりで、核に関するリスク管理にまでつながる原子力発電を、私企業が担うことは妥当であるかが問われるなど (橋川・前掲注1) 52頁は、この点を理由の一つとして、原子力発電の分離、国営化を主張する)、福島第一原発事故は、われわれに、社会システムの根幹に関わる問いを投げかけていることを意識しておく必要がある。

143) 本文の注意に加えて、会社法学の観点からも、本稿の分析は限定的であることに注意されたい。本稿では、地震や津波が東京電力を襲う前の時点において、取締役はどのような措置をとるべきであったのか、という観点から取締役の責任に焦点を当てて検討を行った。このほか、地震や津波が東京電力を襲ったあとの時点において、取締役はどのような措置をとるべきであったのか、という観点からの取締役の責任の検討も必要である。たとえば、東京電力の経営者は、原子炉への海水注入の開始が遅れたことで批判されているが、もっと早いタイミングでこれを行っていたら、本当に事故を防ぐことができたのか (齊藤・前掲注70) は、1号炉については、地震による直接的なダメージがあまりに大きく、機動的な措置で炉心溶融を防ぐ余地はほとんどなかったが〔同書36頁参照〕、そのほかについては、炉心溶融を回避できた可能性もあるとする〔同書43頁参照〕。いずれにせよ、地震自体によって重要設備が機能を喪失していなかったかを確認しなければ、何ともいえない、仮に防ぐことができたとした場合、事故直後の早い段階で、海水注入という判断を行うことは可能であったのか (原子力災害特別措置法のもと、原子力緊急事態宣言が出され、内閣総理大臣に権限が集中しているという制約も考慮される必要がある)、さらには、東京電力の経営トップが、廃炉を前提とした海水注入に関する意思決定を遅らせたことに、全く合理性はなかったのか (東京電力の経営者が、莫大な廃炉コストを回避しようとして、こうした意思決定を躊躇したことも理解できないわけではないとし、むしろ、危機当座の経営者の意思決定に、危機前の政策・規制環境のあり方が影響していた点を問題視する見方がある一方で〔齊藤・前掲注70〕48頁～49頁参照)、こうした意思決定の遅れを、東京電力の経営者のモラル・ハザードとして捉える見方もある〔谷口・前掲注98〕146頁～149頁・172頁参照)、そうしたことも検討される必要がある。

観点から記したものにすぎない¹⁴⁵⁾。

144) 谷口・前掲注98)は、世界的にFukushimaとして知られる危機は、社会科学と自然科学の境界を越えた多岐にわたる問題(産業政策、エネルギー政策、地球環境、生物学、政治学、倫理学、法・規制、放射線化学、外交問題、経済発展、地域開発、労働格差、工学教育、グローバル経営など)に関連しているので、学問分野の境界を超越した、超学際的な研究をすすめ、そこから得られた知見をもとに、次世代に人間の組織活動のインフラとしての市場、コーポレーション(同書では、会社・官僚組織・政府を含めた永続的な社団組織という意味で用いられている[同書15頁])を確実に承継していく必要があるとする(同書3頁~5頁・274頁参照)。

145) ちなみに、国会事故調は、規制の経済学(economic theory of regulation)を意識した分析を行っている。国会事故調によれば、今回の事故の根源的原因は、歴代の規制当局と東京電力の関係について、規制する立場と規制される立場が逆転関係となることによる原子力安全についての監視・監督機能の崩壊にあるとされているが(国会事故調[ダイジェスト版]5頁参照)、これは、規制の経済学においてよくいわれる、規制する側が規制される側によってコントロールされてしまうという問題——国会事故調は、「規制の虜(regulatory capture)」と表現している——である。日本の原子力安全規制にこうした問題があったことは、国会事故調の報告書が出る前に、海外でも指摘されていた(Daniel Kaufmann & Veronika Penciakova, Preventing Nuclear Meltdown: Assessing Regulatory Failure in Japan and the United States, Brookings Inst. (Apr. 1, 2011), <http://www.brookings.edu/research/opinions/2011/04/01-nuclear-meltdown-kaufmann>)。

福島第一原発事故に関する東京電力経営陣の会見などでは、国の安全基準をクリアしているということがことさら強調されているが、規制当局が「虜」になっていたとすれば、こうした言い訳は成り立たない。

なお、regulatory captureについては、たとえば、Michael E. Levine, Regulatory Capture, in 3 THE NEW PALGRAVE DICTIONARY OF ECONOMICS AND THE LAW 267-271 (Peter Newman ed., 1998)を参照。